

## 第2期 斜里町地域福祉計画

《計画期間：平成27年度～平成35年度》



平成27年12月

## 『いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちづくりをめざして』

斜里町では、しあわせを実感できる住みよいまちづくりをめざした行政の基本構想「第6次総合計画」をもとに、地域福祉計画、健康増進計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などを策定し、計画に沿った保健・福祉施策をすすめております。

少子高齢化の流れの中で、当町の高齢化率も30%を超え、団塊の世代が75歳を迎える2025年には高齢化率も40%近くに届くことが予想されております。本格的な少子高齢化や核家族化の進行、各々の価値観の多様化などにより、家庭や地域における人間関係が希薄になりつつあり、日常生活を送る上で様々な福祉課題が生じてきております。

このような福祉課題に対応するには、既存の個別施策を横断的にとらえ、住み慣れた地域における社会福祉に視点をおいた新たな施策の展開が必要であり、家庭や地域のつながりを保ち、コミュニティー活動の活性化、住民相互の理解を高め、「住民参加」により、子ども、障がい者、高齢者を含め、地域でいつまでも安心して暮らせるように、みんなで支え見守る地域づくりが求められております。

『第2期斜里町地域福祉計画』は、地域福祉に関する各種計画の方向性を示したものであり、生涯を通じて幸せを実感し、『いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちづくりをめざす』ことを基本理念として策定した計画です。

本計画では、社会福祉協議会の地域福祉実践計画と連携を図り「小地域福祉活動の推進」や「SOSネットワークの構築」などの推進施策を、自助・共助・互助・公助の役割分担をもって、展開し、地域福祉の意識の高揚と生活弱者への支援の充実を図ってまいります。

今後は、行政、町民、関係諸団体等との協働の精神に則り、すべての町民が身近な地域で安心して生活を送ることができるよう、「しあわせ」を実感できる地域福祉の町をめざして本計画の推進に取り組んでまいりますので、皆様のお力添えをいただきますことをお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました斜里町地域福祉計画審議会委員をはじめ、関係諸団体の皆様、また、ご協力いただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

平成27年12月

斜里町長 馬場 隆

# 目次

<b>第 1 章 計画の基本的事項</b>	<b>P 3</b>
1 計画の策定の背景と目的	P 4
2 計画の位置づけ	P 5
3 計画の期間	P 7
4 計画の構成	P 8
5 計画の策定体制と経緯	P 8
6 計画の進行管理	P 9
<b>第 2 章 斜里町をめぐる状況</b>	<b>P 11</b>
1 第 1 期地域福祉計画の総括	P 12
2 支援を必要とする人の現状	P 14
3 斜里町の福祉を支える活動、団体の状況	P 19
<b>第 3 章 地域福祉のまちづくり</b>	<b>P 21</b>
1 対象者の推計	P 22
2 地域福祉圏域の捉え方	P 22
3 推進施策の選定について	P 24
4 施策の体系	P 27
5 基本理念	P 29
6 基本目標	P 32
7 基本施策	P 33
（基本目標 1）みんなでつながり、参加する斜里町の福祉	P 33
（1）お互いを認めあう社会への推進	P 34
（2）協働による地域福祉体制の推進	P 34
（3）個性を尊重し可能性を伸ばす環境の整備	P 35
（基本目標 2）相談しやすいしくみづくりと、わかりやすい情報提供	P 36
（1）相談体制の充実	P 36
（2）情報収集・提供体制の充実	P 37
（基本目標 3）住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり	P 38
（1）見守り体制の充実	P 39
（2）権利擁護体制の充実	P 39
（3）保健・福祉に対する意識の向上	P 39
（4）こころとからだの健康増進	P 40
（5）地域生活を支える福祉サービスの充実	P 40

（基本目標４）福祉を推進していくためのまちづくり	P42
（１）安心・安全なまちづくりの推進	P42
（２）地域における人材や事業所の育成と充実	P43
（３）基盤的施設の多面的・有効的活用	P43
8 地域福祉計画推進施策	P45
（１）小地域福祉活動の推進	P46
（２）町民参加、コミュニティーの推進	P48
（３）相談専門体制の充実	P49
（４）SOSネットワークの構築	P51
（５）成年後見制度の充実	P52
（６）避難行動要支援者の把握、支援	P53
9 地域福祉計画推進施策の支援事業	P55

## 資料編 P57

1 用語解説	P58
2 総合計画・関連専門計画の概要	P63
3 地域福祉計画関連アンケート	P67
4 その他関係資料	P69
5 斜里町地域福祉計画策定審議会設置条例 など	P70

第1章  
計画の基本的事項

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 計画の策定の背景と目的

わが国の社会福祉は、先行きが不透明な経済状況や高齢化に伴う社会保障費\*の増大等により大きな改革を迫られています。私たちが生活する地域社会も、少子高齢化が急速に進み、一人暮らしの高齢者の増加や核家族の進行、子育て家庭の孤立化、地域住民相互のつながりの希薄化、さらに、高齢者・障がいのある人の権利擁護の整備など個別課題についての多様化も見られます。

このような中、住民の地域生活を支えるためには公的な福祉サービス等の充実が求められると同時に、地域住民を主体とする支え合いのしくみづくりが必要となってきています。

また、住民の健康意識については、子どもの頃からの食育\*、特定健康診査\*や介護予防\*事業の推進等により増進が図られてきている一方で、がん・心疾患の死亡率の増加やメタボリックシンドローム\*等の問題も生じてきています。健康意識の増進や、生きがいを持った生活の実現のために、地域の中で医療・介護の面から支えていくようなしくみづくりが、ますます重要となってきました。

この間、国では、障害者総合支援法\*（旧：障害者自立支援法\*）、子ども・子育て関連3法\*、医療・介護総合推進法\*、生活困窮者支援法\*、障害者差別解消法\*の制定などの福祉制度の変革を行い、多様な生活支援を展開しながら、住み慣れた地域でできる限り生活を維持し充実させるといった、地域福祉志向を強めていることにあります。また、今後も福祉制度関連の動きを注視していく必要があります。

斜里町では、社会福祉法に基づいて平成17年度に『斜里町地域福祉計画』を策定後、町民と行政が一緒になってめざすべき地域社会へ向けた施策を進めてきました。

この度、先に述べた地域社会における課題の多様化や福祉関連制度の変革による新たな課題に取り組むため、平成26年度で計画期間が終了となる『斜里町地域福祉計画』を見直し、また、平成28年度から始まる社会福祉協議会で策定する『地域福祉実践計画』の協議を重ねながら、福祉施策の方向性を揃え、斜里町の最上位計画である『斜里町第6次総合計画』がめざす地域福祉分野を中心とした施策と方向性をまとめ、『第2期斜里町地域福祉計画』を策定するものです。

そして、『斜里町第6次総合計画』の基本テーマである「幸せを実感できる住みよいまちづくり」を追求するためにも、しっかりとした取り組みを行っていく必要があります。

「福祉」は「しあわせ」や「幸福」という意味を持ちます。私たちの周りには、支えてくれる人がいます。私たちは、知らず知らずのうちに周りの人を支えています。そこには、お互いが支え合い、いきいきと自分らしく健やかに暮らせるように、地域課題を一緒に考え、一緒に参加する機会をもち、住みよい地域をめざすものです。相互に認め合いつながり合うことが地域の喜びになるように取り組みを進めてまいります。「地域の特性」に気づき、一人ひとりが「しあわせ」を願い行動に起こし、みんなの「しあわせ」をみつめることにより、「地域福祉」につながり、広がりが生まれてくるものです。

さらに、まちづくりは「人づくり」といわれますが、人口減少が続く中ではありますが、若い世代からの「地域福祉の活動・実践者」を一人でも多く育て、高齢者世代の「知恵」を結び付け、いつまでも住み続けたい魅力あるまちづくりを目指すことが求められています。

---

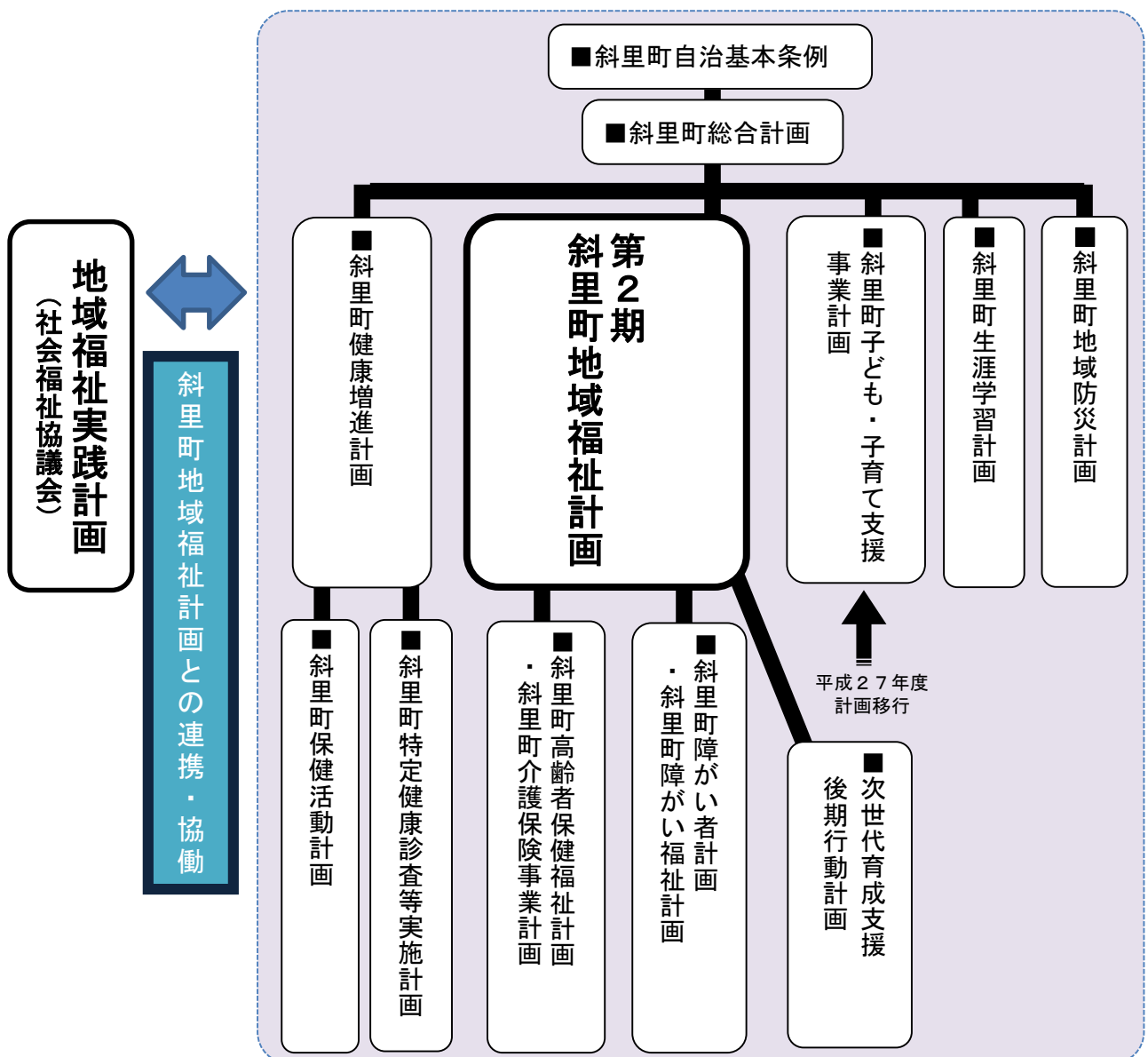
「\*」がついている語句は巻末の用語解説にて説明があります。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づいて地域福祉の推進を図るものです。さらに、斜里町における総合計画を上位計画とし、新たに策定した保健福祉関連の関連専門計画等を総合的に推進するための「共通の理念」を包括し、「地域の福祉力」を高めることを目的とした計画へ位置づけの見直しをし、具体的な取り組みについては関連専門計画の施策に委ね調和を図りながら進める計画です。

そして、本計画は、斜里町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動を推進するための民間計画・行動計画である「地域福祉実践計画」と“車の両輪”のように密接な相互連携を図りながら進めていきます。

○斜里町地域福祉計画のイメージ図



## 第1章 計画の基本的事項

### 【斜里町地域福祉計画】

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

### 【社会福祉法\* 第107条の規定】

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

その他第2期に盛り込む追加事項

- ・避難行動要支援者（要支援者）の支援方策に関する事項（第2期追加事項）
  - 要支援者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（平成19年8月10日付け雇児総発第0810003号等）と「市町村地域福祉計画の策定について（平成19年8月10日付け社援発第0810001号）
- ・生活困窮者自立支援法策について必要な事項（第2期追加事項）
  - 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定について（平成26年3月27日付社援発0327第13号）
- ・その地域で地域福祉を推進する上で必要と認められる事項（第1期から）

### ●参考

#### 【斜里町地域福祉実践計画】

地域福祉実践計画は、「地域福祉」を推進するために町民、ボランティア、福祉団体等が参画して策定する計画です。

(計画の特徴)

「地域福祉計画」が地域福祉を計画的に推進するための行政計画であるのに対し、「地域福祉実践計画」は、町民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として主体的に策定する活動・行動計画です。斜里町社会福祉協議会で策定しています。

地域福祉に関わる多種多様な生活課題に対し、町民、関係機関・団体等が連携し、適切な役割分担のもと、福祉のまちづくりに向けての取り組みを示す計画です。

(計画の目的)

地域福祉実践計画は、社会福祉法の「個人の尊厳」「自立生活の支援」「地域福祉の推進」「福祉サービスの提供の原則」などを踏まえ、『だれもが安心して暮らせるまちづくりをめざして』を目標として策定されたものです。



### 3. 計画の期間

本計画期間は、第1期10カ年の計画でありましたが、第6次斜里町総合計画の最終年度に合わせるため、9カ年の平成27年度～35年度を計画期間とします。

また、本計画が内包する関連専門計画の計画期間については、次のとおりです。

年 度 (平成)																		
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35

斜里町総合計画	第5期									第6期								
---------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

斜里町地域福祉計画	第1期									第2期								
-----------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

斜里町障がい者計画・障がい福祉計画		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
-------------------	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----

斜里町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
-----------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

斜里町健康増進計画	第1期									第2期								
-----------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

斜里町子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援前期行動計画			次世代育成支援後期行動計画			第1期	第2期
------------------	---------------	--	--	---------------	--	--	-----	-----

※次世代育成支援後期行動計画 ⇒ 平成27年度より斜里町子ども・子育て支援事業計画

※参考 社会福祉協議会

斜里町地域福祉実践計画	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
-------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

## 4. 計画の構成

本計画は、「第1章 計画の基本的事項」において、計画の位置づけ、期間、構成、策定体制と経緯、進行管理を、「第2章 斜里町をめぐる状況」において第1期の総括、推進施策事業の選定、支援を必要とする人の現状、斜里町の福祉を支える活動、団体の状況、町民意見の反映、「第3章 地域福祉のまちづくり」において、基本理念、基本目標、基本施策、推進施策等を明記し、最後に「資料編」で構成しています。

## 5. 計画の策定体制と経緯

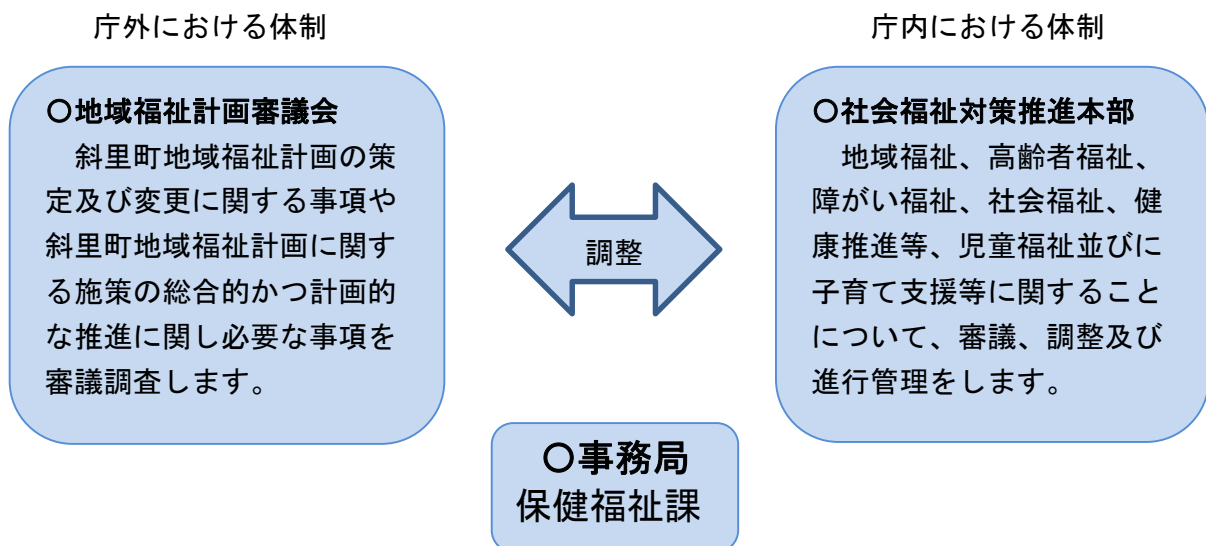
### (1) 町民主体の計画策定体制

本計画の策定にあたっては、平成26年度に新たに地域福祉関係者及び町民公募をして「地域福祉計画審議会」を設置し、平成26年度から平成27年度にかけて5回の審議を重ねました。地域福祉計画審議会は、地域福祉の推進に関する重要事項を審議するための機関で、委員は、福祉関係者、公募委員、行政委員で構成しています。

### (2) 庁内の計画策定体制

庁内においては、平成26年度に新たに関係各部・各課より構成する「社会福祉対策推進本部」を設置し、平成26年度から平成27年度にかけて6回の審議を重ね、本計画の全体の内容や関連専門計画の相互調整等の検討を行いました。

#### ○計画の推進及び進行管理体制



### (3) 町民意見の反映

#### ① アンケートの活用

斜里町では、本計画の策定にあたり、第6期総合計画アンケート（平成24年度）、日常生活圏域ニーズ調査（平成25年度）、福祉に関する調査（平成26年度）を参考として、町民のみなさまの生活の様子やご意見を反映するように努めました。（資料編P67参照）

#### ② パブリックコメント

計画策定にあたり、斜里町の地域福祉に関することや、「斜里町地域福祉計画」について、パブリックコメントにより町民のみなさまから意見を募集しました。

実施時期：平成27年10月13日～11月2日

実施場所：斜里町庁舎（住民生活課）、ウトロ支所、保健福祉課

意見：0件（意見はありませんでした。）

## 6. 計画の進行管理

本計画は、9年間の長期にわたる計画であり、その間の制度改正や取り組みも状況に応じて、変更する場合がございます。毎年、地域福祉計画審議会等を開催して、進捗状況を報告し、必要に応じて見直し進行管理を行います。

### (1) 計画の周知・広報

本計画は、町民、サービス事業者、町などの地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもとに連携し推進していかねばなりません。

本計画の推進にあたっては、まず、地域福祉の理解を広げるために、計画内容を多くの町民に知ってもらうことが必要です。このため、計画内容の周知にあたっては町の広報紙、ホームページ、出前講座などを活用するとともに、地域福祉に関わる各種活動の場において積極的な計画の周知に努めます。

### (2) 計画の推進体制

本計画の基本理念である「いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちづくりをめざす」を実現するため、町民・サービス事業者・町が本計画の目標を共有し、それぞれの役割を持ちながら連携を図り取り組みを進めます。

計画の推進にあたっては、町や社会福祉協議会が中心となり取り組みを進め、さらに、社会情勢や地域の健康福祉のニーズを踏まえ推進していくため、自治会・民生委員・児童委員協議会、ボランティアグループなどの参画により計画を推進します。

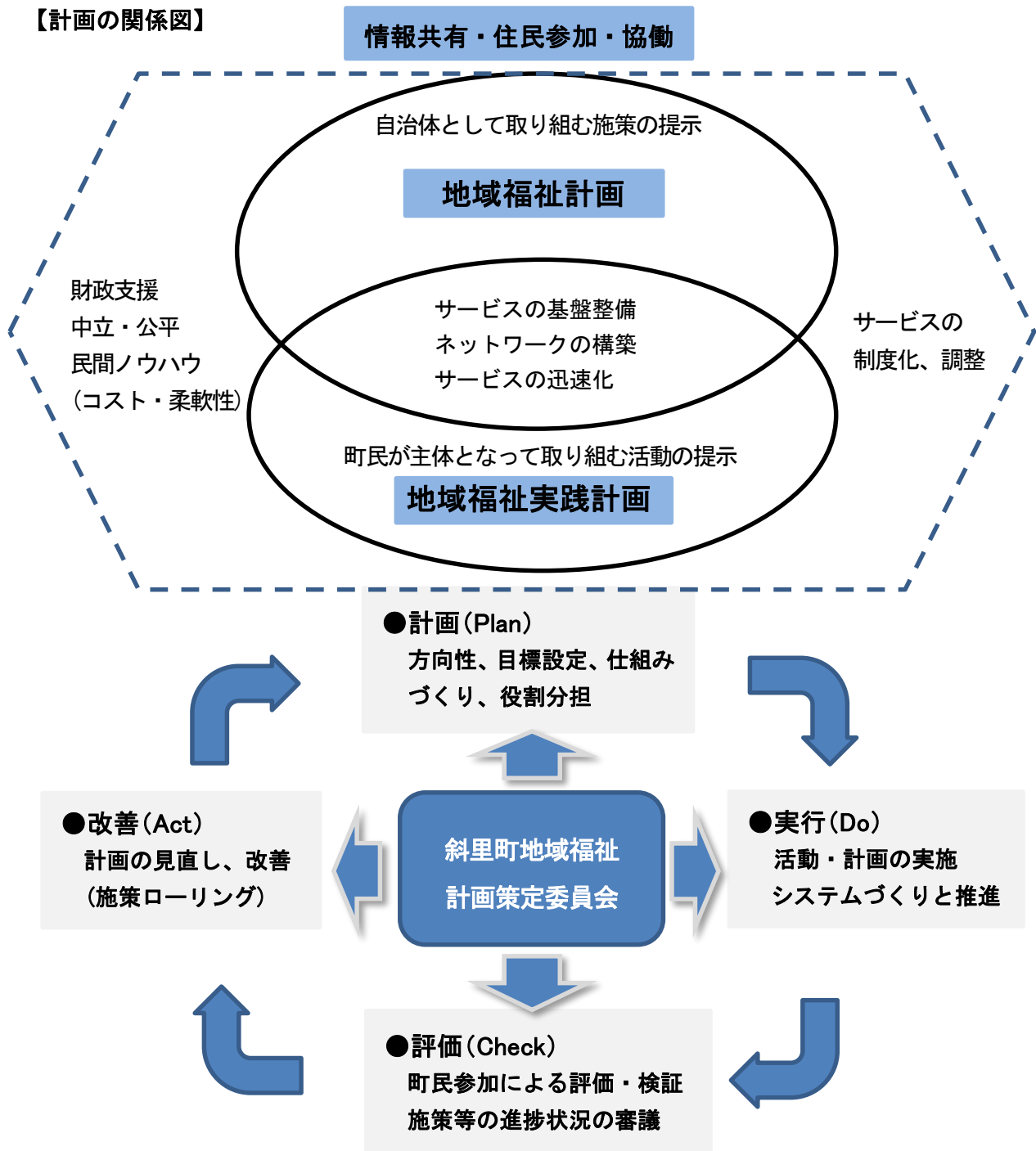
また、平成27年度に見直しが行われる社会福祉協議会の地域福祉実践計画と本計画との整合を図りながら推進します。

### (3) 計画の評価・見直し

計画の評価については、2カ年にわたり審議を進めてきた「地域福祉計画審議会」、「社会福祉対策推進本部」において引き続き、進捗状況の把握・評価、見直し等を進め、着実な推進施策事業の推進に努めます。

計画が目指す方向性については、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルの考え方で進行管理を行います。計画の進行管理や評価をはじめ、地域における健康・福祉を含めた生活課題の把握や分析などを行い、計画の見直しをしていきます。そして、次期計画策定においては、アンケート調査を行い総合計画策定作業に合わせて作業を進めていきます。

【計画の関係図】



第2章  
斜里町をめぐる状況

## 第2章 斜里町をめぐる状況

### 1. 第1期地域福祉計画の総括

平成17年3月に第1期地域福祉計画を策定して、『心かよう福祉のまちをめざして』を目標とする地域福祉像より6の施策方針、20の推進項目、70の推進する事業を掲げて、事業展開をしてきました。

この間、めまぐるしい社会保障制度の改正などにより、子ども・高齢者・障がいのある人を取り巻く暮らしは、その都度、大きな変化を求められました。行政内では、それらに対応するため、機構改革、制度改正に対応しながら、より具体的な事業推進については、専門計画にゆだねて推進をしました。

第1期計画における施策方針、推進項目別の評価につきましては、定期的に評価をする仕組みを持ち合わせていなかったため直近の事業実績による評価となり、細かな分析評価をすることができていなかった点などを改善しながら、第2期地域福祉計画につなげていきます。

#### (1) ともに生き、ともに支え合うまちづくり

社会福祉協議会の社会福祉実践計画の推進により、ふれあいネットワーク事業は各自治会の取り組みとして定着しています。

また、命のバトンによる高齢者及び障がいのある人への安全の確保、福祉講演会などにより地域福祉に対する意識向上に努めてきました。

各自治会では、高齢化に伴い、支え手側が足りず影響が生じてきておりますので、地域のつながり、地域の声が重要となり、今後は、防災時の対応はもちろん、地域での日頃の見守り・支援が、地域福祉の課題であります。

#### (2) サービスを利用しやすいシステムづくり

地域包括支援センターによる相談、社会福祉協議会による成年後見制度における法人後見の対応、自立支援協議会や障がいのある人の基本相談事業所の設置、国保病院医療ソーシャルワーカーの配置など、専門・総合的な相談窓口、権利擁護体制に取り組んできました。

また、健康相談や生活習慣の改善などによる健康づくりの取り組みと介護予防事業への展開を進めてきており、障がいのある人のケアマネジメントにも取り組みました。

今後は、医療と介護の連携を図りながら地域包括ケアシステムの構築や、新たな総合事業への取り組み、子育て世代包括支援センターの設置が求められています。

#### (3) 人にやさしい福祉のまちづくり

障がいがあっても誰でも参加でき、普通に暮らせる社会を目指すという社会福祉の理念であるノーマライゼーションの普及を目指し、高齢者の社会参加や子どもの学習環境の改善などに取り組みました。

また、障がいのある人の就労支援事業所への支援や、民間事業所での福祉的就労への調整に取り組んできました。高齢化の進む中、老人クラブ\*などの加入者が減少しており、社会から孤立することのないように交流する機会、きっかけが必要です。

今後は、ソーシャルインクルージョン\*（包み支え合う）を合わせて考え、地域社会を形成していきます。

#### (4)生活の基本となる健康づくり

健康増進計画の推進により、生活習慣病の予防に重点を置きながら、町民の健康意識の向上に努めてまいりました。そして、生活習慣病の発見・予防として特定健康診査が始まり、肥満予防や食習慣の改善、妊婦・子どもの喫煙防止、各種がん検診の受診機会の拡大に努めてきました。

また、運動やレクリエーションの推進や体力維持など世代別に対応してきており、斜里町スポーツ推進計画により一層の推進が期待されています。

今後は、高齢者の健康維持、各世代で取り組む食生活の改善や運動習慣への取り組みの強化が求められています。

#### (5)地域全体で子育て支援

要保護児童対策地域協議会や子育て調整会議等を開催し、子育て支援ネットワーク活動の展開に努め、また、育児不安や悩み等を持つ子育て支援家庭に対して、子育て支援センターで親子遊びの広場や子育て講座に取り組んできました。

「父親子育てガイドブック」を作成し、男性の育児参加の促進に努め、学校を通じての健康教育やブックスタート事業など読書に親しむ取り組みを行いました。そして、子ども読書推進計画の中で読書を広める活動を実施しています。

また、子どもの交通安全意識の普及に努め、障がい児の学習支援、ひとり親家庭への医療費助成を行ってきています。そして、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るための次世代育成支援行動計画を継承して、子ども・子育て支援事業計画を推進していきます。

今後は、子どもが大切にされる、地域社会が子育てを支援する視点などを持ち合わせて、地域全体で子どもや子育て家庭を支えるよう取り組みを推進します。

#### (6)障害者施策の推進

障害者総合支援法に対応して、障がい者ケアマネジメントを行い、障がい者計画・障がい福祉計画の推進をしています。地域で暮らすために地域生活支援サービスの充実や、学校に特別支援教育コーディネーターを配置、町民に理解を深めてもらうために発達障がいなどへの講演会を開催して心のバリアフリー化を推奨してきました。

今後は、障がい者等の自己決定と自己選択の尊重などの視点を持ちながら、住み慣れた地域でできる限り暮らせるよう、地域資源を活かしていきます。

## 2. 支援を必要とする人の現状

### (1)人口・世帯数

斜里町の人口は減少傾向で推移しており、17年より千人余りが減少し、平成27年3月31日現在で12,086人となっています。世帯数は、核家族化が進み、平均世帯人員は平成17年の2.41人から、平成26年には2.17人にまで減少しています。

区分 (年度)	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
総人口 (人)	13,312	13,207	12,986	12,846	12,760	12,634	12,532	12,476	12,251	12,086
世帯数 (世帯)	5,519	5,539	5,516	5,530	5,542	5,540	5,575	5,612	5,551	5,562
平均世帯 人員(人)	2.41	2.38	2.35	2.32	2.30	2.28	2.24	2.22	2.20	2.17

(住民基本台帳より 各年度3月31日現在)  
※地区別人口は、資料編P69掲載

### (2)少子高齢化

人口構造についてみると、平成22年と26年度を比べ、人口では、年少人口生産人口が減少し高齢者人口が増加しています。年少人口比率は、ほぼ横ばいの方で、生産人口比率は減少しており、65歳以上の高齢者人口比率は増加しています。

		年少人口 (15歳未満)		生産人口 (15~64歳)		高齢者人口 (65歳以上)		再掲				総人口 —
								前期高齢者人口 (65~74歳)		後期高齢者人口 (75歳上)		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
全国	総人口比	6.8%	6.5%	32.0%	31.7%	9.8%	13.2%	5.6%	6.3%	4.2%	6.9%	100%
北海道	総人口比	6.1%	5.9%	30.8%	32.5%	10.3%	14.4%	5.6%	6.9%	4.7%	7.5%	100%
斜里	人口(人)	814	721	4,238	3,832	1,465	1,975	792	905	673	1,070	13,045
	総人口比	6.2%	5.5%	32.5%	29.4%	11.3%	15.1%	6.1%	6.9%	5.2%	8.2%	100%
斜里	人口(人)	739	694	3,653	3,337	1,555	2,108	845	944	710	1,164	12,086
	総人口比	6.1%	5.8%	30.2%	27.6%	12.9%	17.4%	7.0%	7.8%	5.9%	9.6%	100%

(出典：H22国勢調査) 最下段のみ平成27年3月末現在



### (3) 要介護者等の現状

要介護度別の認定者数についてみると、平成18年に要支援区分変更があり、ここ数年では要支援認定者は横ばい、要介護認定者は微増の傾向です。総人口に対する介護認定者の比率では、平成26年には17.0%に増加しています。

(単位：人)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	34	30	36	34	67	61	59	82	80	78
要支援2	—	15	45	74	67	82	76	64	67	80
要支援計	34	45	81	189	134	143	135	146	147	158
要介護1	189	170	106	79	72	79	104	108	112	116
要介護2	102	100	116	128	115	119	126	114	116	115
要介護3	75	71	77	77	91	84	85	76	91	82
要介護4	75	74	80	87	77	83	80	94	81	86
要介護5	75	72	69	69	91	85	80	71	66	68
要介護計	516	487	448	440	446	450	475	463	466	467
認定者合計	550	532	529	548	580	593	602	609	613	625
認定者発生率	17.2%	16.3%	15.9%	16.1%	17.0%	17.2%	17.4%	17.2%	17.0%	17.0%

<資料：高齢者保健福祉計画>

### (4) 一人暮らし高齢者

65歳以上の1人暮らし高齢者世帯数についてみると、高齢者世帯に占める割合も年々増加しており、国・北海道の割合より高い推移を示しています。

(単位：%、世帯)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
全国	28.5	—	—	—	—	30.0	—	—	—	—
北海道	32.4	—	—	—	—	34.3	—	—	—	—
斜里町 高齢者世帯	2,145	2,261	2,323	2,375	2,366	2,392	2,427	2,456	2,453	2,523
斜里町 一人高齢者世帯	623	696	726	762	814	842	863	894	888	925
斜里町	29.0	30.8	31.3	32.1	34.4	34.4	35.5	36.4	36.2	36.7

(国勢調査・介護保険計画)

### (5)ひとり親世帯

ひとり親世帯についてみると、平成17年度の2.4%から26年には2.5%と割合に変化はありませんが、全国・北海道と比較すると少し高い割合で推移しています。

(単位：%)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
全国	1.7	1.9	1.7	1.7	1.8	1.7	1.8	1.7	1.8	—
北海道	2.2	—	—	—	—	2.2	—	—	—	—
斜里町	137世帯 2.4	150世帯 2.7	151世帯 2.7	143世帯 2.5	140世帯 2.5	139世帯 2.5	148世帯 2.6	158世帯 2.8	142世帯 2.5	144世帯 2.5

(全国：国民生活基礎調査) (全道：国勢調査)

### (6)合計特殊出生率の推移

斜里町における年少人口は減少する傾向にありますが、合計特殊出生率\*をみると、全国・北海道水準より高く推移しています。

(単位：人)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
全国	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	—
北海道	1.13	1.18	1.19	1.20	1.19	1.26	1.25	1.26	1.28	—
斜里町	1.47	1.52	1.36	1.65	1.69	1.43	1.79	1.48	1.60	1.59

※合計特殊出生率＝15歳～49歳までの母の年齢別出生数を、年齢別女子人口で除して合計した数

<資料：保健事業統計>

### (7)障がいのある人

斜里町の障がいのある人（障害者手帳\*所持者）の数は、平成26年度末で771人となっており、障がい種別では、身体障がい者578人、知的障がい者142人、精神障がい者51人となっています。平成17年度に比べると、身体障がい者は50名減りましたが、知的障がい者は34名、精神障がい者は46名増となっています。なお、障がいがあっても手帳を取得していない人や、発達障がい\*、高次脳機能障がい\*、難病のある人等、現行の障がい認定基準では手帳取得要件を満たしにくい人もいます。

①障害者手帳の交付状況

(単位:人)

年 度	平成 17 年度(平成 18 年 3 月 31 日)							平成 26 年度(平成 27 年 3 月 31 日)						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
障がい名														
視覚障害	12	9	5	2	3	6	37	11	10	3	2	2	3	31
聴覚/平衡機能障害		13	4	14		19	50		8	1	18		15	42
聴覚障害		13	4	14		19	50		8	1	18		14	41
平衡機能障害													1	1
音声/言語/咀嚼機能			7	2			9		1	3	1			5
肢体不自由	70	93	67	91	37	23	381	54	60	79	123	30	14	360
上肢機能障害	49	47	16	19	11	12	154	35	32	15	18	10	8	118
下肢機能障害	14	26	43	70	21	11	185	10	15	58	104	19	6	212
体幹機能障害	7	19	8	1	5		40	9	13	6		1		29
移動機能障害		1		1			2				1			1
内部障害	103	3	18	27			151	103	1	14	22			140
心臓機能障害	60		3	1			64	69		4	2			75
腎臓機能障害	29	2	2				33	32		3				35
呼吸機能障害	14	1	12	6			33	2		7	2			11
膀胱機能障害				2			2				1			1
直腸機能障害			1	18			19				17			17
小腸機能障害							0		1					1
合計	185	117	101	135	40	48	628	168	80	100	166	32	32	578

②療育手帳の交付状況

(単位:人)

平成 17 年度(平成 18 年 3 月 31 日)					平成 26 年度(平成 27 年 3 月 31 日)				
A (重度)		B (中軽度)		計	A (重度)		B (中軽度)		計
18 歳未満	18 歳以上	18 歳未満	18 歳以上		18 歳未満	18 歳以上	18 歳未満	18 歳以上	
6	39	10	53	108	10	48	26	58	142

③保健福祉手帳の交付状況

(単位:人)

平成 17 年度(平成 18 年 3 月 31 日)				平成 26 年度(平成 27 年 3 月 31 日)			
1 級	2 級	3 級	計	1 級	2 級	3 級	計
3	1	1	5	6	39	6	51

④障がい福祉サービス利用者数 (平成 26 年度)

居宅介護 7名、重度訪問介護 3名、行動援護 1名、同行援護 1名、療養介護 4名、生活介護 46名、短期入所 3名、施設入所支援 35名、自立訓練 1名、就労継続支援A型 2名、就労継続支援B型 22名、共同生活援助 21名、児童発達支援 21名

## (8)生活保護世帯の推移

生活保護世帯の状況については、北海道平均に比べ、保護率は低い状況です。ここ数年は、保護者数は減少傾向にあります。

(単位：%)

区分	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
全国	11.6	11.8	12.1	12.5	13.8	15.2	16.2	—	—	—
北海道	23.5	24.0	25.6	25.4	27.1	28.9	30.2	31.3	—	—
斜里町	118世帯	128世帯	132世帯	138世帯	145世帯	152世帯	154世帯	153世帯	147世帯	141世帯
	173人	183人	187人	201人	214人	223人	219人	217人	206人	180人
	13.0	13.8	14.2	15.6	16.7	17.4	17.4	17.2	16.6	15.6

〈資料：生活保護実施概要（北海道）（年度平均）〉

## (9)平均寿命の推移

平均寿命の状況については、平成17年度に比べ22年度では男女とも年齢が伸びています。

		H17	H22
全国	男	78.6	79.6
	女	85.5	86.3
北海道	男	76.6	79.2
	女	85.8	86.3
斜里町	男	78.2	79.0
	女	86.1	86.7

〈資料：国勢調査〉

## 3. 地域福祉を支える活動、団体の状況

(1) 社会福祉法人、NPO 等

- ・社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会
- ・NPO 法人 知床みさきの風
- ・NPO 法人 ひどり窓共同作業所
- ・斜里大谷幼稚園
- ・株式会社 ゆう悠
- ・社団法人北海道総合在宅ケア事業団
- ・社会福祉法人 斜里福祉会
- ・株式会社 きんべい
- ・株式会社 慈光
- ・株式会社 吉祥ウェルフェア
- ・株式会社 ノベルテ
- など

(2) ボランティア登録者数（社会福祉協議会登録）

- ・ボランティア連絡協議会（個人登録） 38 名
- ・社協登録ボランティア4団体（下記（4）の②） 72 名
- 計 110 名

(3) ふれあいネットワーク事業

- ・参加自治会数 29 自治会
- ・ネットワーク研修会、講演会、福祉委員連絡会議を実施
- ・自治会では声かけ、交流事業等を実施

(4) 主な福祉関係団体

①当事者及びその関係者が構成する団体

- ・日の出学園家族会
- ・身体障害者協会
- ・斜里町手をつなぐ親の会
- ・二葉会
- ・回復者クラブあおぞらの会
- ・あおぞら親の会
- ・翼の会
- ・気のいいアヒル（声の広報）
- ・斜里レクリエーション協会
- ・斜里町介助ボランティアサークル ほほえみ
- ・斜里町ボランティアセンター

②社協登録ボランティア団体

- ・斜里手話の会
- ・民生福祉協力会
- ・イリアス
- ・JP労組斜里分会

③子育てサークル等

- ・プチクラブ（育児サークル）
- ・ケロケロくらぶ（育児サークル）
- ・おはなしシャボン玉（読み聞かせの会）
- ・ヨミカタリ（ウトロ読み聞かせの会）
- ・ハーフムーン（人形劇・紙しばい）
- ・ざっくばらん（人形劇）
- ・ゴスペルサークル JOY♪



**第3章**  
**地域福祉のまちづくり**

## 第3章 地域福祉のまちづくり

### 1. 対象者の推計

本計画の計画期間の平成35年度までの人口等については、下記のとおり参考値として推計しています。

単位：人（「高齢化率」を除く）

区分	平成27年度	平成31年度	平成35年度
総人口	12,086	11,441	11,130
児童数(0～17歳)	1,732	1,636	1,591
高齢者人口(65歳以上)	3,663	4,015	4,240
高齢者率	30.3%	35.1%	38.1%
要介護・要支援認定者数	625	687	819
身体障害者手帳所持者数	578	558	538
療育手帳所持者数	142	159	176
精神障害者保健福祉手帳所持者数	51	59	67
自立支援医療(精神通院)利用者数	217	234	251
難病医療費助成認定者数	142	151	160

※1 平成27年度は、4月1日現在の数値です。

※2 平成31年度、平成35年度の人口は、「第6期介護保険事業計画」策定時の人口推計の方法を基に補正を加えて算出しています。

※3 各手帳所持者数等は、種別ごとの平成24年度から同26年度までの変動率を基に、総人口の推計値も勘案して算出しています。

### 2 地域福祉圏域の捉え方

本計画においては、基本理念を具現化するために地域における町民の自主的組織としての最小の活動を「地域自治会圏域（自治会・班）」として設定します。これらの地域は、①地域福祉におけるきめ細やかな課題把握が容易にできること、②町民同士において課題に対する関心と共有が得やすいこと、③町民参加の可能な範囲であること、④町民主体の課題解決に向けた活動が具体的に展開しやすいことから、「小地域」として本計画の主たる対象圏域として位置づけます。

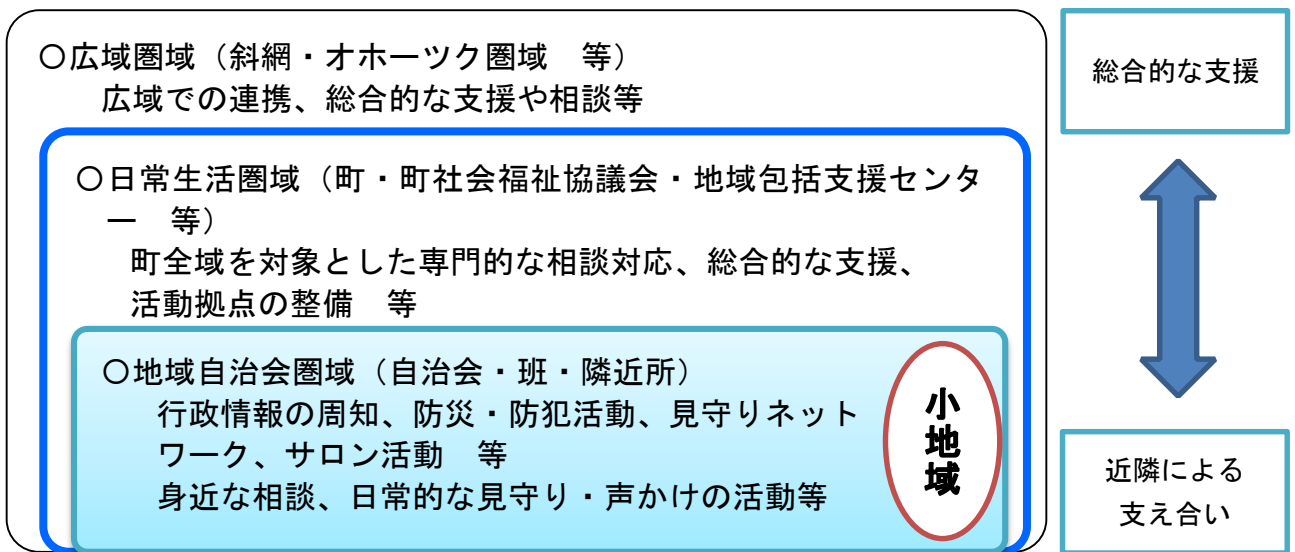
さらに、「日常生活圏域」や「広域圏域」などのより広い範囲での圏域を設けることで、課題を段階的に共有し、新たな活動の開発につなげていきます。

公的な福祉・医療などのサービスは、「日常生活圏域」あるいは「広域圏域」で、その他の福祉的な支援は主に地域自治会圏域での取り組みを推進することとします。

このように重層的な圏域を設定することにより、小地域におけるサービスの一体的提供やボランティア活動の展開、地域活動の拠点づくりやネットワーク構築など、協働による地域福祉活動の更なる推進を目指します。



【 圏域のイメージ図 】



※圏域をまたがる活動について

地域福祉活動の中には、上記圏域をまたがった活動、圏域とは異なる圏域での活動を行う関係機関や団体も数多くあります。例えば、民生委員・児童委員などは、地域に密着した小地域活動から日常生活圏域と圏域を超えた活動、独自の圏域を持つての活動を行っていることもあります。圏域の境界での活動のつながりも大切となります。

※地域福祉活動のコミュニティー形成

生活をする上で大切なコミュニティーの形成は、地域性や活動目的別に分類できます。

地域別の範囲で考えると、町内は、37の自治会（283の班）で構成されています。病院や介護施設の集まる市街地の自治会や農業中心の自治会、観光業の集まるウトロ自治会など、地理的、構成年齢、地縁的つながりなども様々であり、その地域独自の生活課題解決のために工夫をしながら活動しています。

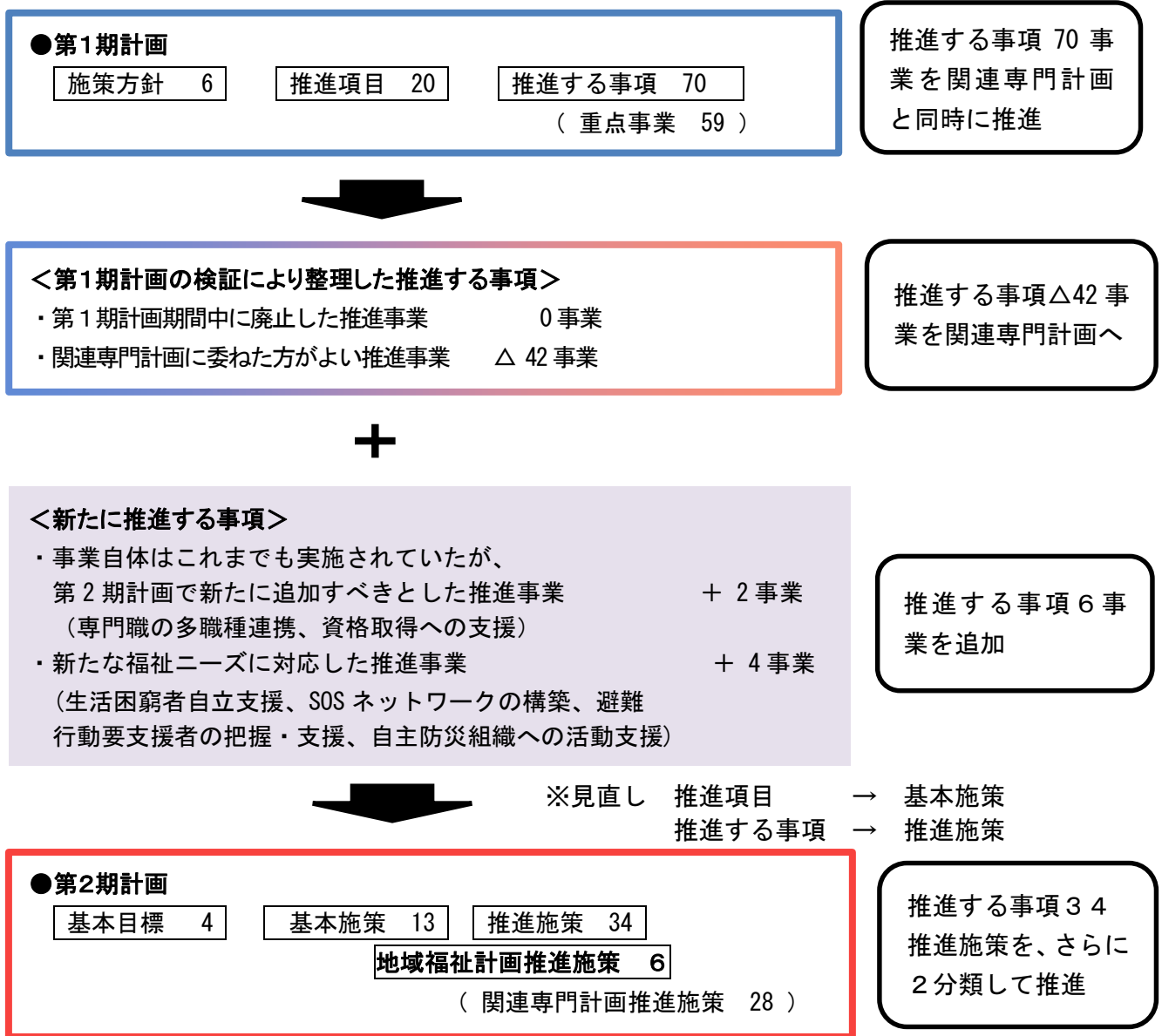
一方、活動目的別の範囲で考えると、ご近所同士の声掛けやボランティア、文化・スポーツ、子育て、老人クラブ活動などにより、日常生活を充実するための取り組みがなされており、個人的なつながりから団体同士のつながりまで幅広い活動範囲となっています。

この地域福祉計画では、住んでいる地域や生活をする上での活動目的の中で、困っている人を地域で支援するために話し合う場を持つこと、住民が当事者として参画できる体制をつくり、より良い地域福祉づくりを総合的に目指していきます。

### 3. 推進施策の選定について

第2期計画の推進施策選定にあたっては、関連専門計画等において、既に取り組みられているものが多数あり、本計画との重複分野の整理を必要とする第1期計画の検証を踏まえて、具体的な推進施策については、関連専門計画に委ねる推進施策として整理した上で、福祉ニーズ等を反映させた新規の推進施策を加えて整理しました。

また、本計画の実効性を高めるため、「市町村地域福祉計画」に盛り込むべき施策を「地域福祉計画推進施策」として本計画内での進行管理を行い、その他の具体的な推進施策については、「関連専門計画推進施策」として、関連専門計画の中で進行管理として推進していきます。



※地域福祉計画推進施策を推進するために、3つの支援事業により取り組む。

《地域福祉計画推進施策》 (6つの推進施策)

社会福祉法第107条に基づき策定する本計画において「市町村福祉計画」として進行管理が必要であると考えている推進施策です。

この推進施策は、特に「地域福祉」を進める上で、重要な施策となるため、本計画の中で実施状況を把握・管理し、その進捗を評価・検証します。

推進管理施策名	関連専門計画
①小地域福祉活動の推進	地域福祉実践計画
②町民参加、コミュニティの推進	生涯学習推進計画
③相談専門体制の充実	高齢者保健福祉計画
④SOS ネットワークの構築	高齢者保健福祉計画
⑤成年後見制度の充実	高齢者保健福祉計画
⑥避難行動要支援者の把握、支援	地域防災計画



●地域福祉計画推進施策の支援事業 (3つの支援事業策)

地域福祉計画推進施策を推進するために、3つの支援事業に取り組みます。

- (1) 地域福祉懇談会（仮称）の開催
- (2) 生活支援コーディネーター（仮称）の配置
- (3) 地域福祉モデル事業

《関連専門計画推進施策》 (28の推進施策)

本計画と関連専門計画に位置づけられている推進施策のうち、本計画の目標・施策の方向に合致する推進施策です。これらの推進施策は、関連専門計画において主体的に推進・進捗管理していきます。

・地域福祉実践計画	2 推進施策	・障がい者計画	4 推進施策
・健康増進計画	5 推進施策	・生涯学習推進計画	5 推進施策
・子ども・子育て支援事業計画	1 推進施策	・地域防災計画	1 推進施策
・高齢者保健福祉計画	7 推進施策	・各種計画（共通）	2 推進施策
・介護保険事業計画	1 推進施策		

※次ページに「施策の体系図」で全体整理しています。



4. 施策の体系

基本理念に基づき、4つの基本目標、13の基本施策、6つの地域福祉計画推進施策と28の関連専門計画推進施策により取り組みを展開します。

基本理念	基本目標 (4)	基本施策 (13)	推進施策 (34)		主な関連専門計画
			地域福祉計画推進施策 (6)	関連専門計画推進施策 (28)	
いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちづくりをめざす	1 みんなでつながり、参加する斜里町の福祉	(1) お互いを認めあう社会への推進	①小地域福祉活動の推進	②ふれあいネットワークの推進 ③生涯・福祉学習など参加・啓発	地域福祉実践計画 地域福祉実践計画 生涯学習推進計画
		(2) 協働による地域福祉体制の推進	①町民参加、コミュニティーの推進	②地域福祉実践計画との連携	生涯学習推進計画 高齢者保健福祉計画
		(3) 個性を尊重し可能性を伸ばす環境の整備		①共生社会の推進 ②子どもの居場所づくり ③障がい児教育、就労支援	障がい者計画 生涯学習推進計画、子ども・子育て支援事業計画 障がい者計画
	2 相談しやすいしくみづくりと、わかりやすい情報提供	(1) 相談体制の充実	①相談専門体制の充実	②訪問型の相談体制への取り組み	高齢者保健福祉計画 高齢者保健福祉計画
		(2) 情報収集・提供体制の充実		①広報・HP・回覧板などの活用 ②イベント情報の集約・発信 ③障がいの特性に応じた情報提供	各種計画（共通） 各種計画（共通） 障がい者計画
	3 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり	(1) 見守り体制の充実	①SOS ネットワークの構築	②自立支援ネットワーク ③子ども安全見守り	高齢者保健福祉計画 障がい者計画 生涯学習推進計画
		(2) 権利擁護体制の充実	①成年後見制度の充実	②専門職の多職種連携	高齢者保健福祉計画 高齢者保健福祉計画
		(3) 保健・福祉に対する意識の向上		①健康増進の啓発 ②食育、生活習慣病などの予防 ③介護予防の推進	健康増進計画 健康増進計画 高齢者保健福祉計画
		(4) こころとからだの健康増進		①がん検診、特定健康診査などの奨励 ②保健・医療・福祉の連携	健康増進計画 高齢者保健福祉計画
		(5) 地域生活を支える福祉サービスの充実		①介護・福祉サービスの充実 ②子育て支援などの充実 ③生活困窮者自立支援	介護保険事業計画 子ども・子育て支援事業計画 地域福祉実践計画
	4 福祉を推進していくためのまちづくり	(1) 安心・安全なまちづくりの推進	①避難行動要支援者の把握、支援	②自主防災組織への活動支援	地域防災計画 地域防災計画
		(2) 地域における人材や事業所の育成と充実		①介護・福祉・保育サービスの向上 ②活動団体、個人への支援、研修 ③資格取得への支援	高齢者保健福祉計画 高齢者保健福祉計画 高齢者保健福祉計画
(3) 基盤的施設の多面的・有効的活用			①公共施設、自治会館の活用 ②地域交流の場の提供、支援 ③ユニバーサルデザインの推奨	生涯学習推進計画 生涯学習推進計画 障がい者計画	

※地域福祉計画進行管理施策を取り組むため、3つの支援事業（「地域福祉懇談会の開催」、「生活支援コーディネーターの配置」、「地域福祉モデル事業」）により取り組みます。



## 5. 基本理念

地域福祉とは、子ども、高齢者、障がいのある人といった限られた人だけを対象とするものではなく、地域に暮らすすべての人が支えあい、生きがいを持って生活していくためのものです。さまざまな個性、暮らしをしている人同士が、お互いを認めあい、お互いの立場を尊重し理解しあっていくことが、地域における協働\*の推進や、人権の尊重につながっていくこととなります。

その上で、町民はこれまでのような行政からの関与にとどまらず、地域の人々とつながり、心豊かな生活を送りながら、さまざまな行政課題に対して当事者として参加し、可能なところで担い手にもなることで、自らの地域を行政とともに創りあげていくことが大切になってくると考えられます。

地域のつながりや家族・親族のつながり等が薄れている中、お互いにつながりあうためのきっかけを持つことが難しくなりつつありますが、町民一人ひとりが、これまでの生活のあり方を見直し、お互いに連帯して支えあっていく意識づくりが必要となってきます。

これらの事から、本計画の策定にあたっては次のような地域社会像を基本理念とします。

いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちづくりをめざす

### ●キーワード

- 認めあい ～ 交流することにより、お互いに理解しあう。  
それにより一人ひとりを尊重していくことができる。
- つなぎあい ～ お互いにつながりあっていくことにより、生きがい（人と人との交流や環境との共生）を持った暮らしや、相互の信頼関係が創られていく。
- 支えあう ～ お互いに支えあいながら、住み慣れた地域の中で生活していく。  
行政のみならず、町民が主体となり参加し、福祉の担い手となる。

【斜里町の地域福祉推進のモデル図】

基本理念

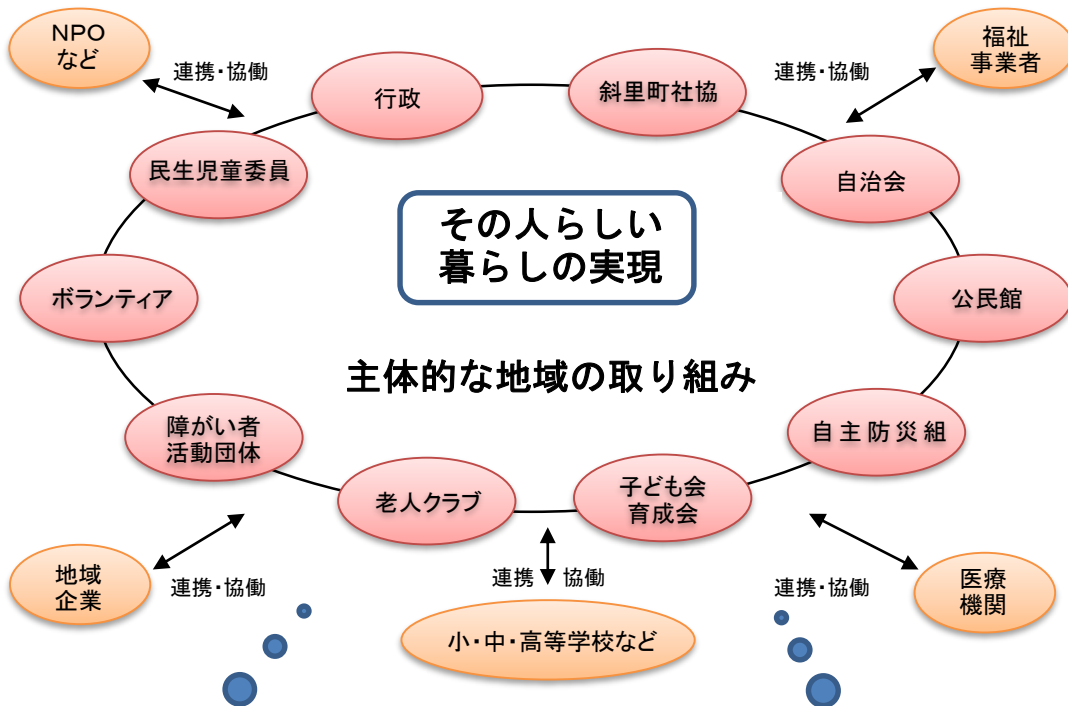
いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちづくりをめざす

地域課題解決

地域連携

【自治基本条例】 情報共有の原則 住民参加の原則 協働の原則

地域福祉の推進

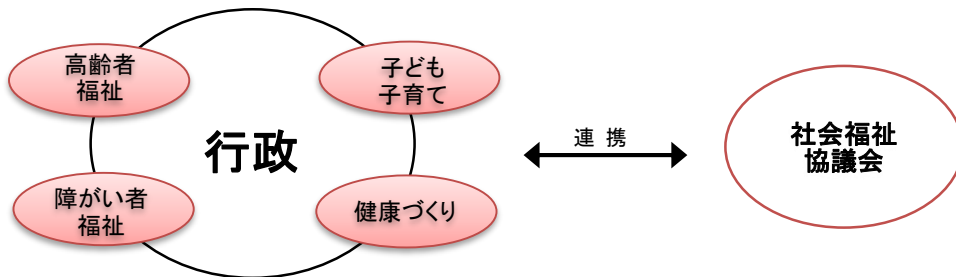


気づき、きっかけ、働きかけ、導き

協働

感動、広がり、やりがい、喜び、幸せ

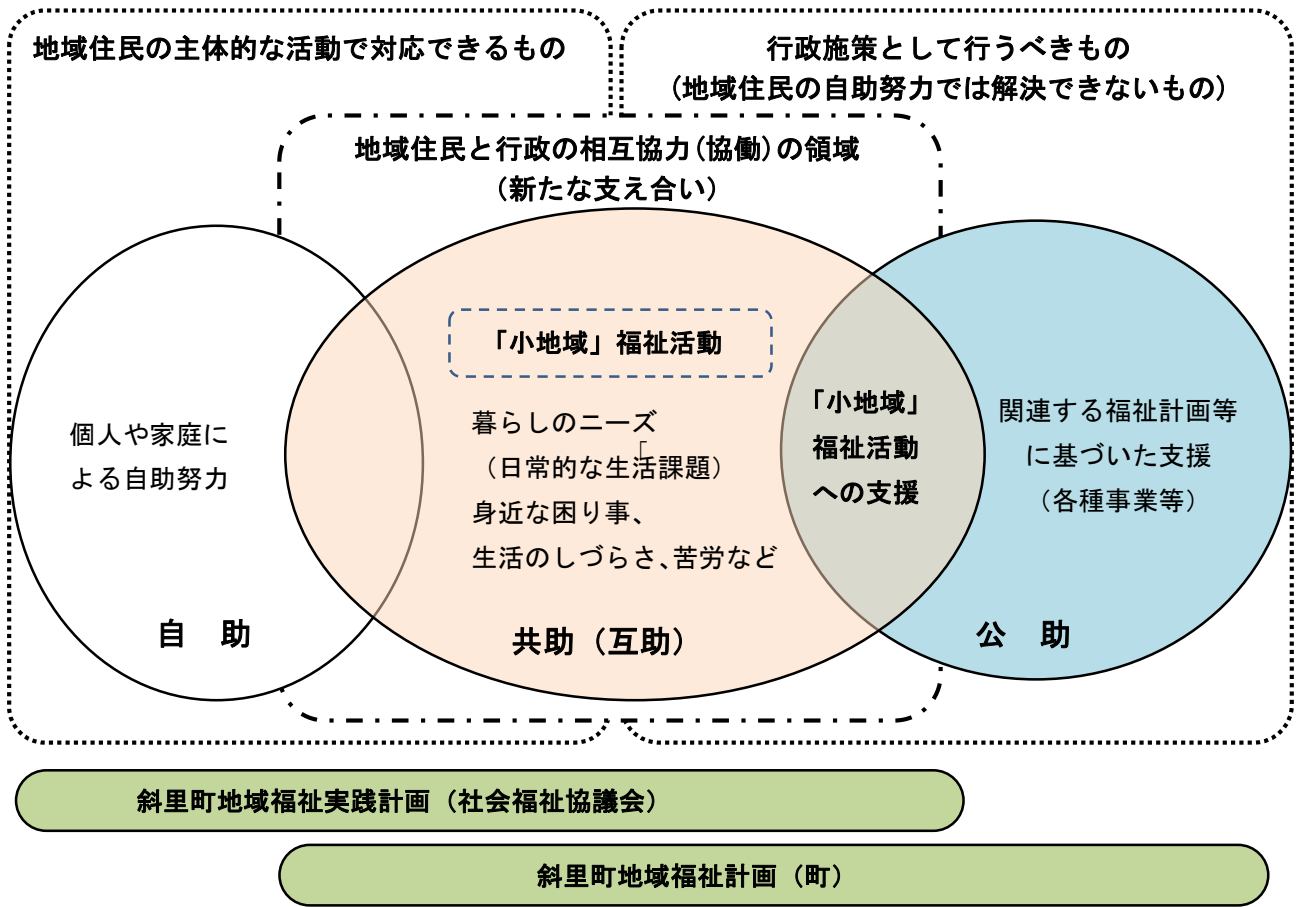
地域福祉計画の実践



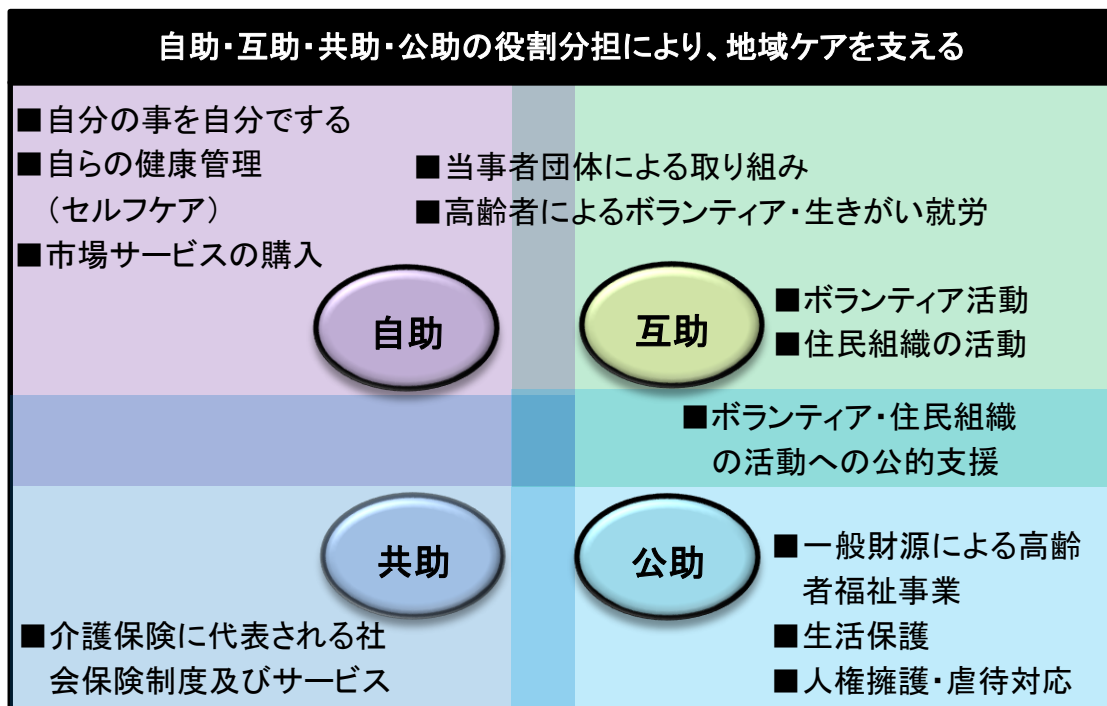


地域福祉を推進するために、地域福祉課題を解決するために、それぞれが当事者意識を持ち、「自助」「共助（互助）」、「公助」の役割分担の中で、協働して取り組む必要性があります。

■「自助」「共助（互助）」「公助」の領域イメージ図



地域包括ケアシステムのイメージ図（厚生労働省）



## 6. 基本目標

地域福祉の基本理念を実現していくため、本計画では、子どもから高齢者まで共通する次の4つの基本目標を掲げます。

(基本目標1)

みんなでつながり、参加する斜里町の福祉

(基本目標2)

相談しやすいしくみづくりとわかりやすい情報提供

(基本目標3)

住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり

(基本目標4)

福祉を推進していくためのまちづくり

## 7. 基本施策

### (基本目標1) みんなでつながり、参加する斜里町の福祉

これからの地域社会は「参加と協働」がより重要となってきます。お互いを認めあい、交流していくことで支えあいの考え方を広め、地域福祉の基盤をつくります。

#### 《現状及び課題》

- 「地域福祉」とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにする地域づくりの取り組みです。高齢、障がい、その他様々な事情から福祉サービスを必要とするようになって、これまで作り上げてきた家族や友人関係を保ち、社会の一員として日常生活を営み、経済、文化、趣味などあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、町民と福祉関係機関がお互いに協力して地域の福祉課題の解決や生きがいづくりの推進に取り組む必要があります。
- 地域福祉の推進には、公的なサービスに加えて地域協働が不可欠です。しかし、一人の時間や生活を重んじる高齢者が増え、町民同士とのコミュニケーションがないまま、地域で孤立化するなどの課題も生じております。自ら地域との交流を拒む人も増えていますが、町内会活動などが困難となってきた影響により、地域との交流の機会が少なく、参加できる活動が不足していることも一つの要因といえます。地域における孤立を解消するためには、行政や福祉の専門職などのサービスを提供する側の対応に係る事例検証も必要であり、その要因次第では解決する可能性もあります。
- 一方で、サロン活動などへの参加をきっかけに積極的に地域活動へ参加するようになったひとり暮らしの高齢者や、施設入所者と町民との交流が行われるなど、生きがいづくりや社会参加の機会増加も図られており、今後もこうした地域における相互の交流の促進が必要です。
- 町民それぞれが「支え合い・助け合い」について考え、その必要性について意識を持ち合い、つくり上げていくことが重要です。家庭や地域、学校などの様々な場において、生涯学習・福祉教育を推進していくことが必要とされています。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、「自助」・「共助」・「互助」・「公助」を連携していくことが必要です。高齢化が急速に進行する一方、自治会の役員の担い手や老人クラブなどの加入者が減少するなど、地域福祉の担い手が不足している地域が多くなっています。高齢者や障がい者を地域のなかに受け入れ、支援していく体制づくりが求められています。
- 地域で暮らす人々の持つ知識や経験を地域活動のなかで生かしていただけるボランティア活動を促進するため、活動に関する情報提供や相談の体制を充実し、リーダーや専門的な知識を持った人材の育成と活用を支援するとともに、活動団体相互の交流の促進が重要とされています。

## 《基本施策》

### (1) お互いを認めあう社会への推進

- ・ 地域に暮らすすべての人がお互いを認めあい、ともに生きることができる社会づくりを進めていきます。
- ・ 地域での交流等を通じて、町民同士のつながりを促進していきます。
- ・ 「ふれあいタウン」、「健康まつり」、「ひとり暮らしのつどい」といったさまざまな機会を通じて、町民の福祉意識の啓発をめざしていきます。

推進施策	目指す内容	主な関連専門計画
①小地域福祉活動の推進 (地域福祉計画進行管理施策P46)	・ 自治会、班活動などの小地域を単位として要援護者一人ひとりに、近隣の人々が見守り活動や援助活動を展開 ・ 社会参加・生きがいづくりの推進	地域福祉実践計画
②ふれあいネットワークの推進	・ ふれあいネットワーク事業の拡大とフォローアップ	地域福祉実践計画
③生涯・福祉学習など参加・啓発	・ テーマに沿った研修会の開催 ・ 情報の共有化、ネットワーク化	生涯学習推進計画

### (2) 協働による地域福祉体制の推進

- ・ 町民参加による地域福祉の推進体制の検討・整備を図っていきます。
- ・ 地域コミュニティの推進のため、地域の実情や特性に合わせた展開を行っていきます。
- ・ 社会福祉協議会が策定した活動計画である「地域福祉実践計画」と連携して地域福祉を推進していきます。
- ・ 地域福祉の推進のため、庁内組織のつながりや、関係機関等との連携体制について、一層の強化に努めていきます。

推進施策	めざす内容	主な関連専門計画
①町民参加、コミュニティの推進 (地域福祉計画推進施策P48)	・ 福祉事業の推進、リーダー育成 ・ ボランティア活動への参加支援と評価される仕組みを検討	生涯学習推進計画
②地域福祉実践計画との連携	・ 社会福祉協議会との連携により、地域福祉を 実践 ・ 地域課題の把握と共有	地域福祉実践計画

### (3)個性を尊重し可能性を伸ばす環境の整備

- ・性別、年齢、能力、姿形などにとらわれることなく、お互いの存在を認めあい、互いに尊重しあえるような環境を整備していきます。
- ・豊かな子ども時代を過ごせるように、家庭、学校、地域が一体となって子どもの居場所づくりや学習機会等をつくることに努めていきます。
- ・障がい児教育の充実や就労支援体制の充実等に取り組んでいきます。

推進施策	めざす内容	主な関連専門計画
①共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの「受け手」が、時には「担い手」になる役割の場づくり</li> <li>・子どもから高齢者、障がい者を問わず交流できる場づくり</li> </ul>	障がい者計画
②子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲良しクラブ、児童館などの確保</li> <li>・地域交流への参加</li> </ul>	生涯学習推進計画 子ども・子育て支援事業計画
③障がい児教育、就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者（児）や高齢者も「支えられる存在」から「頼りにされる存在（担い手）」への活躍の場づくり</li> </ul>	障がい者計画

### 《地域・町民と協働して取り組むもの》

- ・町民自らの役割を理解して暮らし、「地域福祉」をみんなで支えます。
- ・近所で「頼り」「頼られる」関係を築き、「向こう三軒両隣」、気軽にあいさつを交わすことを心がけ、日常的なさりげない見守りや助け合いを意識します。
- ・自治会活動や老人クラブなどへ参加し、知識や経験を生かし協力し合ってつながりを持ち、新たな交流の枠組みをめざします。
- ・地域において町民同士が知り合うきっかけづくりを検討し、高齢者や障がい者、子どもたちなどと交流する機会をつくれます。幼少期から、ボランティアなどの身近な地域活動が体験できる機会をつくっていきます。
- ・地域で暮らす誰もが生きがいを持って楽しく暮らせるように、生涯学習や文化活動、スポーツ、レクリエーションなどを通じて社会に参加する機会を増やし、地域内や世代間の交流などに参加をします。

## (基本目標2) 相談しやすいしくみづくりと、わかりやすい情報提供

世の中や福祉制度の変化により町民が多様な問題を抱える中、「どこに相談に行けばよいのかがすぐにわかる」、「必要な情報を必要とする人が手に入れることができる」といった相談しやすいしくみづくりや、情報提供体制の充実がますます重要となってきます。

あわせて、行政の枠組みにとられない事業チェック体制や苦情相談窓口の必要性も高まっています。

### 《現状及び課題》

- 福祉の各種制度は種類が多く内容が複雑であることから、制度がわかりにくいと感じている人が少なくありません。情報提供の方法や手段について、相談しやすい環境が必要です。
- 地域が抱える福祉課題は多岐にわたっているため、それらを解決するためには、町や社会福祉協議会、子育て支援センター、子ども通園センター、地域包括支援センターや相談支援事業所などの地域の核となる機関をはじめ、各種相談員や民間事業者を含めた多様なニーズに適切に対応できる相談体制の周知と充実が求められています。
- 町民一人ひとりが情報を入手し理解できるように、様々な媒体を通じてわかりやすい情報の提供に努めています。困った状況になる前に、日頃からの関心を持ち早めの相談しやすい体制が必要です。

### 《基本施策》

#### (1) 相談体制の充実

- ・地域の相談体制について、相談を必要とする人に対してきめ細やかな対応ができるよう充実を図っていきます。
- ・福祉、子育て、介護、保健、医療の各種相談支援について、それぞれの連携や専門相談の活用など、相談体制の充実に取り組んでいきます。
- ・障がいのある人へ相談支援、情報提供への取り組みを進めていきます。

推進施策	めざす内容	主な関連専門計画
①相談専門体制の充実 (地域福祉計画進行管理施策P49)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な場所で気軽に相談できる体制づくり</li> <li>・専門職の研修や情報共有化</li> </ul>	高齢者保健福祉計画
②訪問型の相談体制への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談する課題が見えない、判断能力に不安がある場合への支援</li> <li>・地域の声かけ、見守り協力・支援</li> </ul>	高齢者保健福祉計画

## (2) 情報収集・提供体制の充実

- ・ 必要な人に必要な情報の提供ができるよう、広報記事の効果的な掲載方法の検討や、多様な媒体（冊子、ホームページ等）による情報提供の充実など、既存広報媒体の最適活用をめざしていきます。
- ・ 地域コミュニティの推進の一助となるよう、エリアごとのイベント情報等の集約・発信について検討していきます。
- ・ 手話通訳者\*の支援等、障がいの特性に配慮した情報提供の充実に努めていきます。

推進施策	めざす内容	主な関連専門計画
① 広報・HP・回覧板などの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ わかりやすい言葉を活用、イメージしやすい構成で情報提供</li> <li>・ 対象者に合わせた情報発信</li> </ul>	各種計画（共通）
② イベント情報の集約・発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会参加への機会提供、集約</li> </ul>	各種計画（共通）
③ 障がいの特性に応じた情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話、音声、点字などによる支援</li> </ul>	障がい者計画

## 《地域・町民と協働して取り組むもの》

- ・ 日頃から、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの支援について情報を入手します。
- ・ 困ったときは一人で抱え込まずに民生委員や自治会役員などの周りの人に相談する、相談できる人を探します。
- ・ 夜間や休日などに困ったときの相談先がわからないことのないようにしておきます。
- ・ 普段から町の広報紙などに目を通し、福祉サービスの制度や相談窓口などを把握しておきます。
- ・ 相談しやすいしくみづくりが大切です。
- ・ 地域の見守り活動として、地域における相談体制や福祉関連相談窓口などを作成します。行政につなぐ役割を担ってもらいます。

## (基本目標3) 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、健康に関する意識の向上や健康増進のための活動を進めるとともに、地域生活を支える福祉サービスの充実や、安心した地域生活を送るための見守り活動や権利擁護\*体制の充実を図ります。

いつまでも生きがいを持ち続けられるよう地域のつながりを支援します。

### 《現状及び課題》

- 認知症や障がいなどにより判断能力が不十分であるため、自身で必要な福祉サービスを選択し、活用（契約）できなかつたり、身の回りのことや金銭管理ができないなど、身近に頼れる人もなく、不安な日常生活を送らざるを得ない人が増えています。このような人に対する悪質商法などの権利侵害や、金銭搾取などの経済的虐待なども少なくありません。このため、本人の権利のサポートや権利侵害の解消と予防などの体制整備が必要です。
- 判断能力が低下しても「自分らしく安心して暮らし続ける」権利を擁護するため、また、今は元気でも将来に備えたい場合や、障がいを持つ家族の将来が心配な人などの安心にもつながるため、成年後見制度の普及と利用の促進を図るとともに、日常生活自立支援事業など様々な支援の周知と情報提供が求められています。
- 福祉制度の大きな変化を受けて、利用者からは福祉サービスの質の向上が求められています。利用者が安心してサービスを受け、日々満足した生活を送ることができるよう、福祉サービスの適正化や関わる職員の資質向上について、具体的な方策の検討が必要です。
- 町民の健康づくりを推進するためには、多くの町民に参加を求め、地域における健康づくりの取り組みを広げていくことが必要です。介護予防活動は高齢者にとって健康維持に有効であるとともに、地域でのコミュニケーション、孤立化の防止を育むサロンの役割も果たすことから、健康づくりの共助として活動の機会を提供する必要があります。
- 核家族化などの影響から、「しつけ」などの本来家庭が担うべき機能が失われつつあります。また、少子化による子ども会などの活動の減少に加え、地域における人間関係の希薄化が、地域全体で子育てを行うという機能を低下させています。地域の中で、子どもとの交流機会も少なくなるなど、地域の子どもの情報を把握することが難しい状況にあります。
- 子どもは地域の宝です。子どもの成長には、家庭や地域のなかで他者とふれあい、人間関係を学ぶことや自己を発見すること、社会性や規範意識などを身につけることが必要です。しかし、少子化や核家族化が進む現代では、日常的に地域の中で、子どもたちとの交流機会が少なくなり、身近に相談する人もなく子育てに悩む親も増加しています。
- 平成27年度より生活困窮者自立支援法が施行されました。北海道が進める生活困窮者自立支援事業に協力し、生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」の役割を行い、相談窓口やアセスメント機能を持ちながら対応を行います。



## 《基本施策》

### (1) 見守り体制の充実

- ・地域での見守り体制を支えている民生委員・児童委員\*等の活動を支援していきます。
- ・「地域包括支援センター\*」と関係団体の連携を強化し、地域における高齢者の見守りと自立支援のネットワークの構築をめざしていきます。
- ・子どもを事故・犯罪等から守るため、学校、家庭、地域等が協力して、地域の見守り活動や安全対策の推進を実施していきます。

推進施策	めざす内容	主な関連専門計画
① SOS ネットワークの構築 (地域福祉計画進行管理施策P51)	・ 認知症サポーターの育成、連携、活動の場の提供 ・ 日頃のつながりからの双方向の支援	高齢者保健福祉計画
② 自立支援ネットワーク	・ 障がいを持つ人を、地域・関係機関で支援 ・ 社会参加の機会提供	障がい者計画
③ 子ども安全見守り	・ 防犯情報の迅速な提供 ・ 児童・青少年の健全育成活動の推進	生涯学習推進計画

### (2) 権利擁護体制の充実

- ・認知症高齢者、障がいのある人、児童等の権利擁護の充実を図るため、支援体制の推進を図っていきます。
- ・身寄りがない場合や必要な人へ円滑な支援が行われるよう、関係機関との多職種連携を進めていきます。

推進施策	めざす内容	主な関連専門計画
① 成年後見制度の充実 (地域福祉計画進行管理施策P52)	・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業などの内容周知 ・ 市民後見人の養成	高齢者保健福祉計画
② 専門職の多職種連携	・ 地域人材の育成に努め、サポート体制の充実 ・ 対象者に対し、縦・横・斜めの支援	高齢者保健福祉計画

### (3) 保健・福祉に対する意識の向上

- ・身近な地域で健康増進への意識の向上を図るとともに、健康づくりに関わる「三師会\*」や他の地域団体との連携を強化していきます。
- ・食育の普及、促進により、バランスのとれたよい食生活を送ることで、生活習慣病\*を予防することや、子どもの頃からの正しい食習慣の定着を支援していきます。
- ・高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう介護予防事業を推進し、町民の意識啓発を図っていきます。

推進施策	めざす内容	主な関連専門計画
①健康増進の啓発	・ 家族、地域ぐるみの健康意識向上	健康増進計画
②食育、生活習慣病などの予防	・ 栄養バランスの摂取 ・ 子どもからの生活習慣の取り組み ・ 中高年からの運動	健康増進計画
③介護予防の推進	・ 地域からの取り組み推進 ・ 認知症高齢者と家族への支援	高齢者保健福祉計画

#### (4) 心とからだの健康増進

- ・ 市民の主体的な健康づくりへの取り組みをベースに、がん予防対策や特定健康診査の実施など、生活習慣病の観点から、専門的な指導・支援を行っていきます。
- ・ 保健、医療、福祉について、関係機関間の連携を強化していきます。
- ・ 身近な地域で健康相談や診療が受けられるようかかりつけ医\*、歯科医\*、薬局の普及・定着を促進していきます。

推進施策	めざす内容	主な関連専門計画
①がん検診、特定健康診査などの奨励	・ 将来に向けた健康不安への解消 ・ 子育て、介護への取り組みのきっかけ	健康増進計画
②保健・医療・福祉の連携	・ 地域包括ケアシステムの構築 ・ 障がい児（者）の継続支援	高齢者保健福祉計画

#### (5) 地域生活を支える福祉サービスの充実

- ・ 高齢者や障がいのある人の地域生活を支えるサービスの充実や、自立を促す支援体制の整備を進めていきます。
- ・ 「子育て支援センター」、「子ども会」など、地域における子育て支援サービスの充実を図っていきます。

推進施策	めざす内容	主な関連専門計画
①介護・福祉サービスの充実	・ 制度改正に対応し、制度間の隙間がないよう連携 ・ 生活に合わせた適正なサービス提供 ・ 地域独自の支援方法の検討	介護保険事業計画
②子育て支援などの充実	・ 地域の子育て力 ・ 待機児童の解消 ・ ニーズの把握と子育てサービスの提供	子ども・子育て支援事業計画
③生活困窮者自立支援	・ 生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」の役割 ・ 相談窓口やアセスメント機能	地域福祉実践計画

## 《地域・町民と協働して取り組むもの》

- ・最初は小地域での活動から始め、徐々にその範囲を広げていきます。
- ・押し付けではない程度の日常生活（ゴミ出しや買い物の手伝いなど）や、子育てのお手伝いを提案します。
- ・若者の活躍、退職後の地域社会への参加、双方向性（見守りをしている、見守りされているという意識をしないで支えあう）の見守りが必要です。
- ・社会と関わりのない人たちとの情報提供・情報共有をどのようにするか課題です。
- ・自らの意思表示で助けを求められるよう、支援をすることも必要です。
- ・大きなお世話ではなく、小さなお世話の積み重ねが必要です。
- ・介護・福祉・保育へ参加、役割、関わり合いの見直しが求められています。
- ・地域で暮らすため、買い物、除雪ボランティアが求められています。
- ・地域の自主的な健康づくり活動の周知と、さらなる活動の育成、支援が必要です。
- ・隣近所の高齢者や障がい者、子育て中の親への日常的なあいさつを行うことによるさりげない見守り、心配だなと思ったら関係機関へ連絡・相談します。
- ・身近に子育て協力者がいない場合、あるいは、家族に認知症高齢者や障がい者を抱えている場合はそのことを隠さないようにして、手助けが必要なときは声に出し、近所の人を頼ってみます。
- ・健康を維持する意識を持ち、閉じこもりがちな人がいれば、誘い合ってサロン活動や介護予防活動、イベントなどに参加してみます。
- ・自分の趣味や能力を地域に情報提供し、積極的に地域活動に参加することで自ら生きがいをつくれます。
- ・地域内の事業所や町内会、老人クラブなどで協力し、子ども、高齢者、障がい者が一緒に参加できる活動を検討します。
- ・健康維持や地域のコミュニケーションを育むサロン活動などを展開します。
- ・地域ぐるみの子育て支援の一環として、学校の登下校時の見守りや声かけを行います。
- ・健康教育、健康相談、イベントなどの参加や協力をします。

## （基本目標4）福祉を推進していくためのまちづくり

「人にやさしいまち」の整備をソフト、ハードの両面から推進するとともに、地域の人材育成等を行うことで地域福祉の推進を図ります。

また、地域における世代間交流や高齢者や障がいのある方といった枠にとらわれない交流をいっそう促進していくようなしくみづくりや、居場所づくりについても検討を進めます。

### 《現状及び課題》

- 国の医療、福祉制度の改正により高齢者や障がい者の生活が施設などから在宅へと移行が進み、地域内での見守りや助け合いの必要性が増すなかで、地域内の共助、互助がより大切であり、「他人を思いやる」「お互いに支え合う・助け合う」という意識の向上が必要です。
- 多種多様な民間の福祉活動団体によりそれぞれサービスが提供されていますが、このような団体同士が連携・協力しネットワークを形成することは、地域の活動を支援する基盤づくりとして重要です。
- 地域における見守りや、災害時における速やかな避難誘導などは、町民の力を借りた方がより迅速な対応が可能となります。特に、大規模な災害発生時には、行政の対応が即時に行き届かないことが想定されるため、自助（自分を守ること）、共助（隣近所と協力すること）など、地域における防災体制の構築が強く求められています。
- 地域では、高齢化や加入者の減少により、町内会などの活動が困難になってきていることに加え、個人情報保護の面から住民情報の把握が難しくなっています。行政と地域が協力して災害時要援護者の情報を把握し、共有するしくみづくりと、避難施設の場所や避難方法などに関する情報を提供することとあわせて、日頃からの備えを啓発することが重要です。
- 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立して暮らしていくためには、特定の機関や人に頼るのではなく、地域全体で支える体制をつくる必要があります。町民同士が連携・協力し、それぞれの役割を確認し合い分担していくことが必要です。
- 要支援者とその家族が地域で孤立せずに自立して暮らしていくためには、既存の福祉サービスのほか、見守りをはじめとする地域ぐるみによる日常生活の支援が不可欠です。

### 《基本施策》

#### （1）安心・安全なまちづくりの推進

- ・地域のつながりを強めることで、要配慮者、特に避難行動要支援者に平時や災害時等に円滑な支援を行えるよう、「避難行動要支援者台帳」の整備を進めていきます。
- ・日頃から地域における防災・防犯の普及啓発活動を推進していきます。
- ・その他、『斜里町地域防災計画』等に沿って、要配慮者、避難行動要支援者にとって必要な支援体制の整備を進めていきます。

推進施策	めざす内容	主な関連専門計画
①避難行動要支援者の把握、支援 (地域福祉計画進行管理施策P53)	・災害時避難行動要支援者の対象者の把握 ・避難行動対応への支援	地域防災計画
②自主防災組織への活動支援	・地域防災力の向上 ・日頃の見守り体制への連携	地域防災計画

## (2) 地域における人材や事業所の育成と充実

- ・介護サービス事業者や福祉サービス事業者に対して「第三者評価\*」の受審を促したり、事業者同士の連携体制の構築を担う体制づくりを進めるなど、サービスの質の向上のための体制づくりを進めていきます。
- ・地域福祉の向上のために活動する民間団体へ、協働の原則に基づきながら、活動内容を充実していく支援を図ります。
- ・地域における福祉人材育成や人的資源の活用のため、退職後、地域に戻ってきた人々の知識・経験等を活かすしくみづくりや、自主グループへの支援体制のあり方を検討していきます。
- ・福祉に携わる専門職の研修、育成や質的向上に努めていきます。

推進施策	めざす内容	主な関連専門計画
①介護・福祉・保育サービスの向上	・サービスの資質向上 ・活動の核となるリーダーの養成 ・地域の実態に合わせたボランティアのあり方などについての検討	高齢者保健福祉計画
②活動団体、個人への支援、研修	・研修機会の確保 ・活動内容、やりがいへの周知	高齢者保健福祉計画
③資格取得への支援	・人材の確保、資格取得への支援	高齢者保健福祉計画

## (3) 基盤的施設の多面的・有効的活用

- ・地域に根付いた施設としてその利用促進を図ることや、豊かな地域生活を送れるように地域における施設の整備や有効活用について検討していきます。
- ・気軽に立ち寄り、年代や障がいの有無にかかわらずさまざまな人と交流できるよう、地域における活動の場や交流の場の確保について検討していきます。
- ・「北海道福祉のまちづくり条例\*」等に沿った、誰にでもやさしいまちづくりを推進していきます。
- ・誰もがまちの中で不自由なく活動できるよう、バリアフリー\*化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン\*によるまちづくりを推進していきます。

推進施策	めざす内容	主な関連専門計画
① 公共施設、自治会館の活用	・ 身近な世代間の交流を進める場としての活用	生涯学習推進計画
② 地域交流の場の提供、支援	・ 地域に住んでいる方々が交流する機会づくり ・ 高齢者、障がいのある人を巻き込む地域づくり	生涯学習推進計画
③ ユニバーサルデザインの推奨	・ だれもが使いやすい仕組み、情報提供	障がい者計画

### 《地域・町民と協働して取り組むもの》

- ・ 防災計画が、地域福祉のことを考える一つのきっかけになります。要支援者情報の把握と対応の検討が必要です。
- ・ 高齢者の活躍の場、現役世代の参画が重要となります。地域課題の掘り起こしができます。
- ・ 結果も大切ではありますが、過程を大事にする人材育成を行う必要があります。
- ・ 顔の見える町民同士による活躍する場づくりが地域福祉活動に繋がります。
- ・ 災害時の安否確認、ボランティア活動の受け入れや、関係機関相互の連携についての体制整備が求められます。災害時の避難場所や避難方法などを日頃から把握しておきます。
- ・ 日常から隣近所などへの「あいさつ」に心がけ、町民同士の交流を図ります。自分が協力できること、協力してほしいことを声に出して伝えます。
- ・ 地域でできることは地域で担う、いずれは自分にも必要になることという考え方で、自らが地域福祉に取り組みます。
- ・ 地域におけるマンパワー（リーダー）の掘り起こし、若い世代や働き盛りの世代も参加しやすい地域活動を展開をします。
- ・ 課題解決のための協議や情報交換、また、様々な立場から支援することができる地域事情に合った取り組みを検討します。

## 8. 地域福祉計画推進施策

「地域福祉」の推進には、本人の意志に基づく、その人らしい暮らしを実現するために、地域社会とのつながり（人間関係・社会関係）をもって、必要なサービス・ケアの利用できる環境を作り上げていくものです。当事者である町民・ボランティアが支え合いながら参加することが大切です。地域住民や地域社会のあらゆるニーズや相談を受け止め、課題を共有して柔軟に対応することが求められます。

行政の課題は地域の課題であり、地域の課題は行政の課題です。少子高齢化が進んでいる中では、行政だけ、地域だけの活動では限界があります。地域から、地域の実情を理解して実践、行動する元気な人、その活動を共感し一緒に活動をする人、その役割を認め合うつながりがより多く誕生することが、地域福祉を維持・向上する手立てとなります。

本計画の6つの推進施策は、特に「地域福祉」を進める上で、重要な施策と考えており、本計画の中で実施状況を把握・管理し、その進捗を評価・検証するものです。これまでも、取り組みを進めてきた協働による福祉施策をより充実し、災害も想定した新たな課題も検討していかなければなりません。その構築には時間を要することとなり、新たな役割、責任も生ずることになりますが、地域の課題解決に向けた地域福祉の取り組みこそが、町民同士のつながりを強くし、これからの10年、20年先につながるものでもあります。そのために、町民から、より多くの参画を求め、広くアイデアを募集し、参加する機会を提供して、よりよい地域づくりを目指します。

### ● 推進年度

地域福祉計画推進施策	推進年度								
	27	28	29	30	31	32	33	34	35
(1) 小地域福祉活動の推進 (2) 町民参加、コミュニティーの推進	検	→			→				
	討	モデル事業 展開・検証			モデル事業普及促進 ボランティアへの支援				
(3) 相談体制の充実	検	→							
	討	モデルケース検討、関係機関と協議、専門職確保							
(4) SOS ネットワーク事業の構築	検	→							
	討	周知・協力団体募集・訓練・見直し							
(5) 成年後見制度	調	検	→						
	査	討	生活支援員・市民後見人等の講座・育成						
(6) 避難行動要支援者の把握、支援	計	→							
	画	周知・把握・更新・見直し							
	策								
	定								

### (1)小地域福祉活動の推進

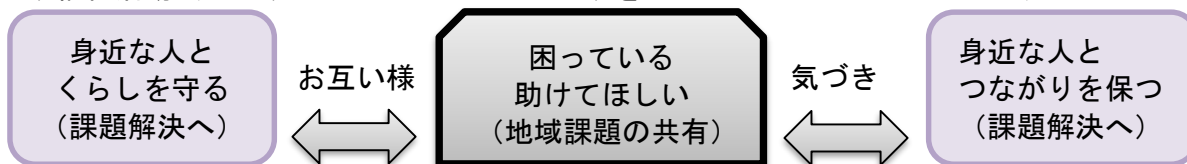
地域福祉圏域は、3段階で組み立てています（P22参照）。特に自治会単位、班単位とより小さな地域での取り組みができることにより、きめ細やかな地域福祉の充実ができるものです。

地域福祉の範囲は、家庭・隣近所・班や自治会など、それぞれの暮らしにおいて、交通機関、社会資源等により必要な支援範囲が異なります。また、それぞれの年代においても、変化をしていきます。また、性別・障がいなどが異なれば、全く違った範囲の成り立ちが必要となります。地域生活課題を共有し、地域性を持った課題解決を目指していきます。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、男女共同参画、男女共生などの社会意識の変化により、男性、女性問わずに、結婚、出産、育児、子育て、介護等、共に協力し合い、女性の家事労働を軽減していくことが大事です。子どもから高齢者まで、活動目的別の地域活動への参画が住みよい地域社会づくりに役立ちます。

そして、老老介護（高齢者が、その親の介護をする）、シングル介護（未婚者や離婚経験者などの独身者（シングル）が年老いた親の介護をする）、ダブルケア（育児と介護の同時進行）、介護離職（介護をするため離職をする）のほか、高齢者格差（同世代内の格差）、貧困の連鎖（親の貧困が子どもを貧困にさせる）、限界集落など新しい社会問題が生まれています。これらに対応するには、地域福祉を常にみんなで話し合い対応を考えていく必要性があります。

●小地域福祉活動（小地域だからできること！地域を知っているからできること！）



○小地域福祉活動を推進します。

地域の中には、高齢者や障がい者など、何らかの手助けを必要としている人が暮らしています。こういった方が地域で生活する上で、頼りになるのは、家族であり、友人であり、そして近隣の人たちです。しかし、核家族化や人間関係の希薄化などで、助けを求める“SOS”を出せない人もいるので、地域全体で支え合い助け合う、「小地域福祉活動」が注目されています。

特徴としては、①お互いが顔見知りの範囲（自治会・班など程度）を単位とした活動、②高齢者や障害者、子育て中の人などを含めた、地域に住む全員が対象の活動③それぞれの自治会、班の生活環境や町民の年齢層など、地域の事情に合った活動です。

○困ったことはご近所の力で解決！ こんな活動が行われます。

- ・見守り・声かけ活動 地域の皆さんで見守りや声かけをする活動です。（新聞ポスト確認、健康相談 など）
- ・戸別訪問活動 ふれあい福祉委員が定期的にお宅を訪問する活動です。（特殊詐欺防止活動 など）
- ・ふれあいサロン活動 地域の人が気軽に集まり交流できる場です。（子育て相談、高齢者健康運動 など）
- ・交流行事 地域の支えあいの第一歩は、みんなが顔見知りになることです。（季節行事、イベント など）
- ・家事援助活動 近くの住人がちょっとしたお手伝いをする活動です。（電球の取り換え、買い物、ゴミ出し など）



「安心・安全・福祉のまちづくり」全道推進運動  
パンフレットより

# 社会福祉協議会は応援します!

## 地域の皆さんとともに推進する「安心・安全・福祉のまちづくり」

社会福祉協議会は、このような地域における活動を推進しています

### サロン活動

地域を拠点に住民である当事者とボランティアとが  
協働で企画し、共に運営していく仲間づくりの活動です。

いざという時のための  
防災活動に取り組みましょう。

【地域における活動例】  
・地域の町内会役員や民生委員等が、地震などの災  
急時に避難の手助けが必要となる方を把握し、実際に  
避難するときにその役割を担っています。  
・町内会等において、DIG(災害図上訓練)といった  
防災マップの作成の研修会等を企画し、地域の共  
達の課題として取り組んでいます。

DIGとは、地域で地震など大きな災害が起きた  
場合を想定し、みんなが対処を考え、大きな地図に  
書き込みを加えながら、ワイワイ楽しく議論する  
防災訓練のひとつです。  
Disaster(災害)、Imagination(想像)、Game(ゲーム)  
の頭文字を取って名づけられました。  
DIGという言葉には、「災害を理解する」「まちづく  
りを追求する」「防災意識を振り起こす」という意  
味も込められています。

高齢者虐待・児童虐待を  
未然に防ぎましょう。

【地域における活動例】  
・見守り、声かけなどにより、生活変化を察知できる地域  
の構築づくりをすすめています。  
・虐待の被害を如くための専門機関と連絡をとれる関係  
を築いています。

### 《食事会・茶話会》

これらの活動(小地域ネット  
ワーク活動・サロン活動)は、  
地域の困り事を発見するアンテナ  
です。実際の困り事もともに、そ  
の地域の解決方法を地域で考え、  
取り組んでいく「社会福祉協議会の  
大事な活動です。」

### 《余興・演芸》

高齢者の孤立や引きこもりを  
なくしましょう。

【地域における活動例】  
・地域ボランティアをはじめとした福祉委員等により、  
電話や訪問といった方法で、一人暮らしの方への安全  
確認や声かけ訪問を行っています。  
・行動様式(新聞受けの確認、電球の灯り)から、高齢者  
の方を、そと見守る地域づくりに取り組んでいます。

### 《見守り声かけ訪問》

小地域ネットワーク活動  
小地域を単位として、町内会等一人ひとりに近隣の  
ひとりが見守る活動や援助活動を展開する活動です。

### 《除排雪》

認知症の方やそのご家族の方々が  
安心して暮らすことのできる  
地域づくりをしていきます。

【地域における活動例】  
・高齢者になっても安心して暮らすことのできる地域  
づくりを考えるために、認知症の理解を深めるための  
研修会や茶話会を開催しています。  
・認知症の方の徘徊等に對する身近な地域での見守りや、  
支え合い運動の一環として取り組んでいます。

悪質商法などの  
消費者被害をなくしましょう。

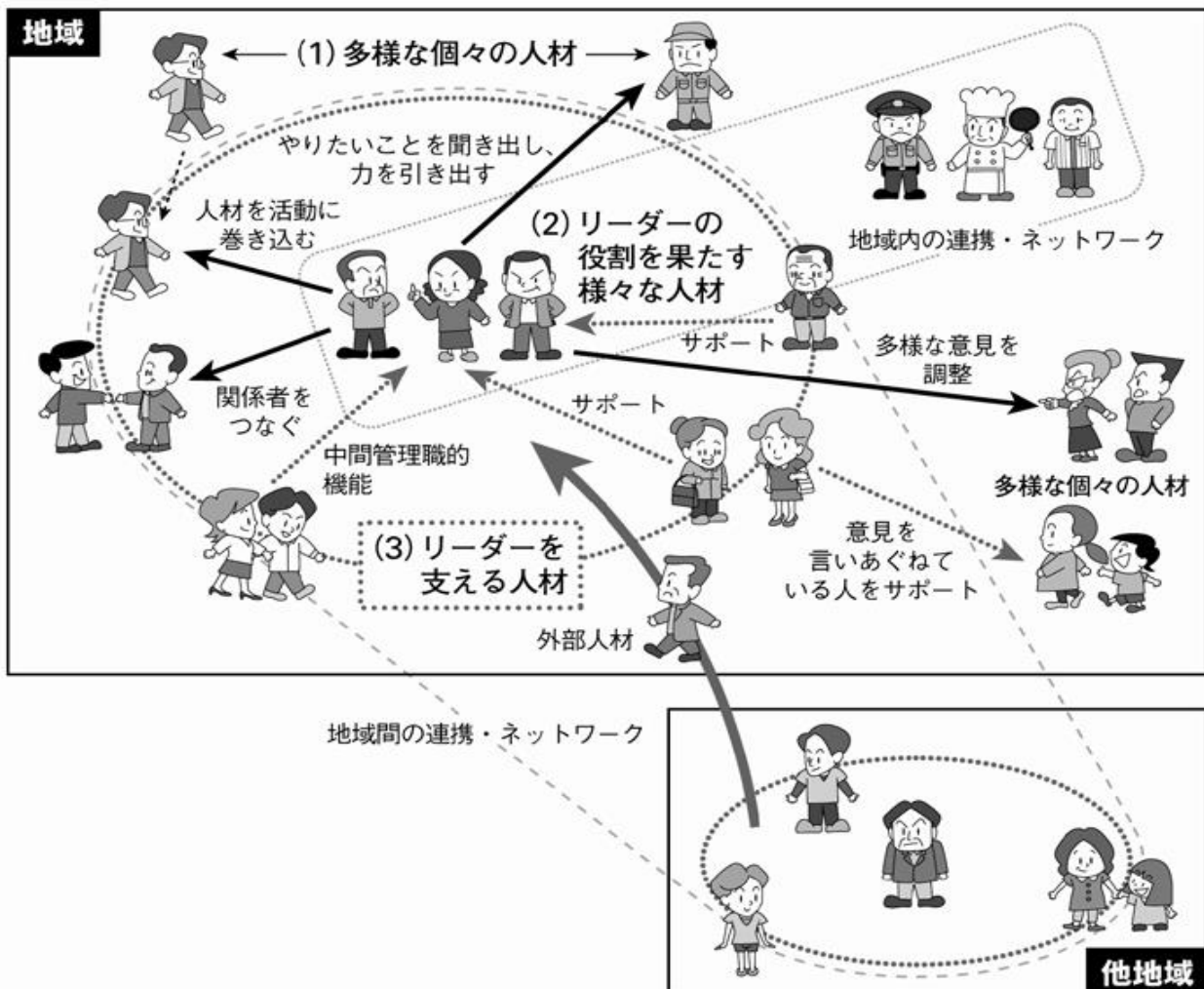
【地域における活動例】  
・悪質商法を寄せ付けない地域づくりのために、日頃から、  
挨拶が飛び交う地域づくりを行っています。  
・町内会などの会合の際において、パンフレット等を活  
用しながら悪質商法の事例やその手口等について情  
報交換を行っています。

## (2) 町民参加、コミュニティーの推進

多様化した地域福祉に関する課題に対応するためには、町民や地域団体、行政がお互いの責任と役割を認識し合いながら、対等な立場に立った地域福祉の取り組みを行っていく必要があります。そのような助け合いの地域づくりの実現に向け、町民による主体的な活動や地域コミュニティ活動の活性化や、しくみづくりを検討していきます。

また、退職して地域に戻られた人々の中には、これまで培ってきた知識・経験・技術・ネットワーク等を持った人が数多くいます。これらの世代を含めた地域の人々に、福祉における社会資源としてより活躍してもらうための意識啓発や情報提供等のしくみづくりを進めていきます。これらの協働体制を進めていくために、行政としてもこれまでの組織の枠組みにとらわれない横断的な取り組みを行っていきます。

地域福祉を形成するためには、その地域にいる様々な人材が必要であり、リーダー的に引っ張っていく人や縁の下の力持的に支える人がたくさんいることが重要であります。福祉教育を推し進め、横のつながりを大切に個々の一人ひとりが、気づき、働きかけることが大切です。そして、若い人、今まで福祉の関係を持たない人なども積極的に巻き込み、地域全体で支えあう推進体制が求められています。そして、地域の福祉委員などとの新たな活性化を図り、地域のコーディネーターの育成、協力連携体制を構築していきます。



総務省：人材活性化プログラムより

### (3) 相談専門体制の充実

来庁された人に適切なサービスを実施していくため、「総合相談窓口」について充実を目指します。近年の相談内容の多様化などから、関係所管や医療と介護のさらなる連携の必要性が求められており、団塊の世代が、後期高齢者を迎える2025年までに、地域包括支援システムの構築が求められています。

これらのことから、町民の利便性をより向上させ、相談される人が必要とする情報を円滑に提供できるよう、相談内容により包括的に対応していくための検討を行っていきます。相談者が必要とする窓口へ適切につなげるための仕組みの導入や、所管ごとで行うサービスや情報の共有化、医療情報等の専門性のある情報の提供方法等の課題についても調査を進めていきます。

また、妊娠中から子育て期までにわたる相談窓口を一つにし、保健師や社会福祉の専門家らが妊産婦の状況を継続して見守り、必要に応じて支援プランを作る子育て世代包括支援センターの設置も求められています。

核家族化や高齢化率の上昇、相談内容が複雑化や多様化する中で、必要な専門職の確保が必須となりますが、支援を受けたい人の中には、どこに相談していいかわからない人、相談をする必要があるのかの判断がつかない人もいますので、より早く、より確実に相談までつながるかが課題となっており、地域の声掛けや見守り活動がきっかけになる事も想定されます。また、広報紙面やホームページ等を活用し、情報提供に努めてまいります。

#### ○地域包括ケアシステムの5つの構成要素

「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている。

##### 【すまいとすまい方】

生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

##### 【生活支援・福祉サービス】

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行う。生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供。

##### 【介護・医療・予防】

個々人の抱える課題にあわせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供される（有機的に連携し、一体的に提供）。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

##### 【本人・家族の選択と心構え】

単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要。

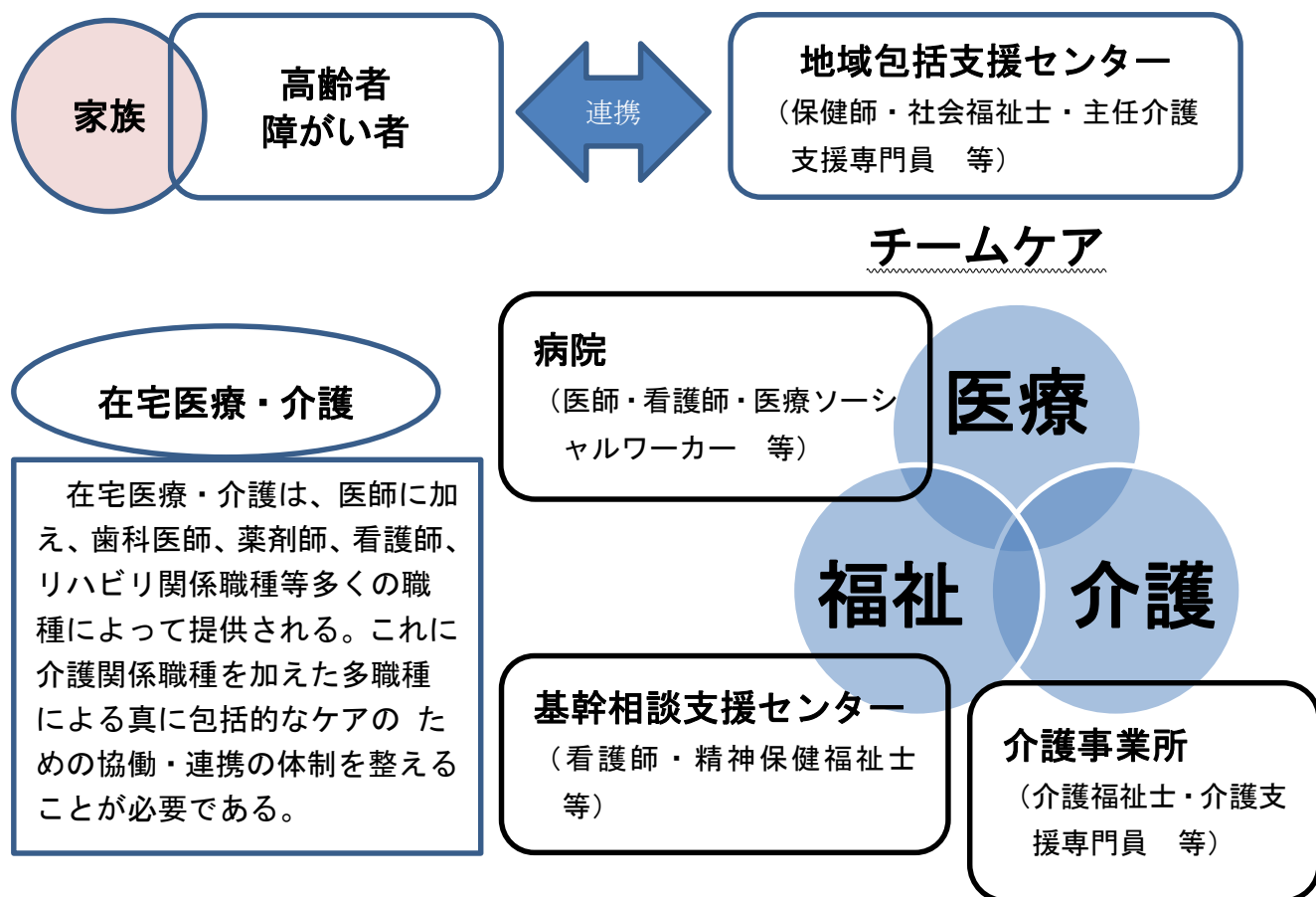


### 第3章 地域福祉のまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で365日安心して暮らしていけるよう、医療、介護、福祉のサービスを一体的に相談できる体制を目指していきます。例えば、医療入院をした際に、在宅へ戻ることを想定して、医療の情報提供をいただき介護サービスの調整を図るよう病院、家族と前もって連携を図るものです。

また、今後は施設待機者がより多くなることが予想されますので、訪問看護などの体制を維持する、そして、家族への相談支援等がより大切になってきます。将来的な在宅医療、介護の連携の在り方を見据えたうえで、取り組みを進めることが基本です。

#### 斜里町高齢者・障がい者等地域包括ケア体制(イメージ図)



※今後、地域包括ケアシステムを構築する上で、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を設置し、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置などが求められており、相談体制の充実に努め、関係病院、団体と協議を重ね、取り組みを進めます。

#### (4) SOSネットワークの構築

全国では、核家族化や価値観の多様化などにより、地域コミュニティの希薄化が進む中、福祉的な支援が必要にもかかわらず、地域から孤立した状態で亡くなる「孤立死」の事案が発生しており、高齢者や障がいのある人などへの見守り体制の充実が求められています。

斜里町においては、「孤立死」といった痛ましい事案の発生を未然に防ぎ、地域において孤立することなく、安全で安心して生活を送ることができるようにするため、職員の意識醸成や庁内組織を強化するほか、町民の意識醸成、見守りの対象とする要援護者の選定及び実態把握に努めていきます。斜里町社会福祉協議会などの関係機関、介護事業所、自治会、民生委員・児童委員の見守りはもちろん、平成26年に生活協同組合コープさっぽろと連携して、地域の高齢者等の生活を見守り、安否を確認することとなり、今後も警察をはじめ、老人クラブ、電気・ガス等の民間事業者や商店街などにも働きかけ、オホーツク総合振興局や近隣市町村との連携など、地域における見守り体制づくりとして、要援護者情報の共有をはかります。そして、徘徊などでの行方不明に対応するSOSネットワークを構築していきます。また、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者としての認知症サポーターの養成に努め、協力体制を図ります。

#### ●見守りには

見守りには、大きく分けて3つの種類に分けられます。町民同士が支え合う「互助の取り組み」や専門職による「公助の取り組み」でおこなうものです。町民の中には、自治会に未加入の人もいますので、地域の役割を理解していただくことも大切です。

個人と個人、団体同士などと地域のつながりを結び付け、情報共有するネットワークの関係づくりを進めていきます。

<b>さりげない見守り</b> (見守りをされていると意識させない)	町民や民間事業者が日常生活、日常業務の中で、カーテンが閉めきっている、郵便物がたまっているなど普段と違う、何かおかしいと感じる人がいたら、専門の相談機関に相談するなど、地域で見守る。 ※小地域福祉活動(ふれあいネットワーク)やご近所付き合いのあいさつ など
<b>定期的な見守り</b> (見守りが必要とする人への見守り)	定期的な安否確認や声掛けが必要な人に対して、民生委員・児童委員、老人クラブ、町民ボランティアが訪問するなど、担当を決めて定期的に見守る。 ※コープさっぽろ宅配や配食サービス など
<b>専門的な見守り</b> (積極的な見守り)	認知症、虐待など対応が困難なケースなどに対して、地域包括支援センターなどの専門職員が介在して生活支援を行い、場合によっては、権利擁護による成年後見制度なども活用して見守る。

#### ●SOSネットワークとは？

認知症高齢者等が、徘徊などで行方不明となった時に速やかに捜索・保護、その後支援するための取り組みです。捜索に協力いただける関係機関・団体・地域などへ行方不明となった人の情報をFAXやほっとメール@しゃりを活用し、情報を配信することで、早期に自宅へ戻れることを目的として取り組みます。

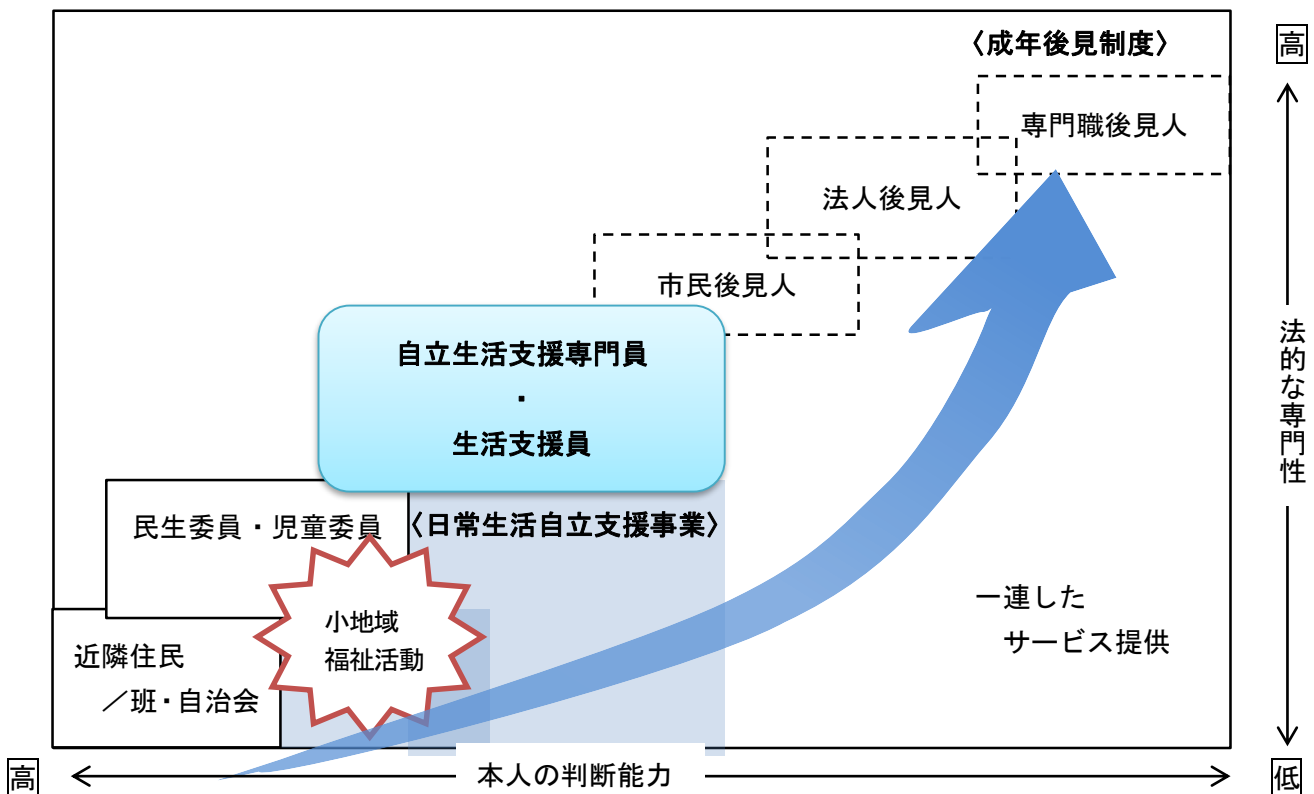
**(5) 成年後見制度の充実**

高齢者を狙う特殊詐欺に合う報道が絶えません。認知症高齢者や知的障がい及び精神障がいのある人など判断能力が不十分な人々が地域において安心して生活を送るためには、日常生活自立支援事業\*や、成年後見制度\*をはじめとする権利擁護に係る支援が必要となります。

しかしながら、現状では制度等の認知が十分とはいえない状況や成年後見制度においては、申し立ての利用方法が複雑でわからない、費用負担が難しいなどの理由から制度利用が進んでいないといった状況があると思われます。今後、認知症高齢者の増加や知的障がい及び精神障がいのある人の地域生活移行の進展が見込まれる中、これらの人々を支援するための権利擁護体制の充実が重要な課題となってきます。こうしたことから、権利擁護に関する制度等の積極的な周知をはじめ、斜里町社会福祉協議会や関係機関と連携を図りながら、地域において権利擁護に関する制度等が総合的に提供される体制の構築に向けて検討を進めていきます。また、これまで行われてきた地域や民生委員等の見守り活動や成年後見制度の役割も必要ですが、その間にある日常生活自立支援事業や市民後見人の養成も非常に重要な役割を担っています。判断能力の低下のレベルに応じて、生活支援が切れ目なく行われるように連携を図ることが求められています。

また、児童虐待などの権利侵害行為から児童を護るため、未然防止、早期発見、早期対応に向けた児童相談所をはじめとした関係機関とのネットワークの強化を推進します。

**【地域生活支援における位置づけ：イメージ図】**



生活支援	日常生活管理	日常金銭管理	預かり	身上監護	法的行為
・生活見守り ・食事、洗濯 ・生活支援	・日用品の購入・支払 ・郵便物の確認	・生活費支払 ・払戻、入金 ・公共料金支払	・通帳、印鑑 ・証書類の預かり等	・利用契約 ・入院契約 ・通帳保管	・財産管理処分 ・賃貸借契約 ・財産分割協議

(出典：社会福祉法人北海道社会福祉協議会)

## (6) 避難行動要支援者の把握、支援

町は日頃から、避難行動要支援者（高齢者、障がい者など）の情報把握に努めています。

『斜里町地域防災計画』に基づき、「斜里町避難行動支援者避難支援プラン全体計画」を策定し、災害発生時に一定の支援が必要な人への基本的な支援方法や考え方等をまとめていきます。

この計画では、避難行動要支援者情報の整備から避難訓練体制等まで幅広く定めていくものとなります。避難行動要支援者情報については、町民からの事前登録による個人情報地域で共有するものとなりますので、取扱いに細心の注意を図りながら検討を進めていきます。

この制度は、「地域の助け合い」により推進するもので、地域の皆さまの協力により成り立つものです。また、支援者や関係団体の方々はおくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うものです。災害時はこれらの方々も被災者となりますので、できる範囲でのご協力をお願いしていきます。

その中で避難行動要支援者情報の整備について、以下に概略を示します。

### 「避難行動要支援者台帳」の整備

斜里町では避難行動要支援者情報について、平時から地域の見守りにつなげる「関係団体共有支援情報」と「行政緊急時支援情報」の情報整備を行い活用していきます。

#### ① 関係団体共有支援情報（手上げ・同意方式）

平時から関係団体で共有し、地域での見守りにつなげます。

災害時に自力で避難できなく、かつ、家族等の支援を得られない者が登録申請を行い、もしくは、町、民生委員等が、地域において支援が必要な人を把握し、災害時要支援者名簿への登録を直接働きかけ、関係団体（消防署、民生委員・児童委員協議会等）への情報提供について、同意をいただいた人のみを一覧にした台帳です。

台帳への登録は、斜里町へ「登録申込書」を提出することにより行われます。

#### ●手上げ方式とは

対象とする要支援者については、災害時の避難支援を希望し、平時から民生・児童委員、避難支援者、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会等の支援機関に個人情報（基本情報）を開示することに同意したもので、登録申請書により事前に登録するものです。

#### ●同意方式とは

町の防災・福祉担当のほか、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等の地域機関・組織が中心となって地域において支援が必要な人を把握し、登録申請を直接対象者に働きかけます。登録に際しては、手上げ方式と同様、支援機関に個人情報（基本情報）を開示することについて要支援者から同意を得るものです。

※地域とのつながりが大切になりますので、自治会加入を心がけていただくようお願いします。

② 行政緊急時支援情報（行政情報抽出方式）

「本人の生命・身体・財産に対する危険を避けるため、やむを得ないと認められる」場合にのみ、必要な範囲で情報提供を行うことがあります。（この台帳は、平時からの情報共有は行いません。）

斜里町が保有している行政情報（介護保険の認定者情報、障害者手帳情報等）から一定の基準で情報を抽出して作成する台帳です。

台帳への登録は要件を満たした場合、自動的に行われるため、申請は必要ありません。

【避難行動要支援者台帳整備の対象者】

区 分		1. 関係団体共有支援情報 ※下記の対象者のうち、地域での情報提供に同意いただいた方	2. 行政緊急時支援情報 ※町で持っている情報から抽出する場合
情報提供内容		・平時の際には、手上げ・同意方式で登録をした人のみ情報提供。  ①氏名、②生年月日、③性別、④住所または居所、⑤電話番号その他連絡先、⑥避難支援等必要とする理由	・災害時には、不同意者も含め必要な情報提供する場合あり。  ①氏名、②生年月日、③性別、④住所または居所、⑤電話番号その他連絡先、⑥避難支援等必要とする理由
高 齢 者		右記のうち、災害時に自力で避難できなく、かつ、家族等の支援を得られない者のうち、同意登録のあった者とする。  ※地域での見守りの活動に活用。	①80歳以上一人暮らし高齢者、80歳以上高齢者世帯員 ②75歳以上一人暮らし高齢者及び75歳以上高齢者世帯員のうち申出があったもの ③要介護認定3以上のもの
障 が い 者	身 体 障 がい者		④身体障害者手帳2級以上及び身体障害者手帳保有者で避難行動が困難と判断されるもの
	知 的 障 がい者		⑤療育手帳保有者
	精 神 障 がい者		⑥精神保健福祉手帳保有者
⑦その他町長が認めたもの	難病患者		難病患者としての認定を受け、在宅生活をしている者
	乳 児		0歳
	妊産婦		妊産婦
	外国籍の方		日本語でのコミュニケーションが困難である等、地域生活に不安を感じている人
	その他		



## 9. 地域福祉計画推進施策の支援事業

地域福祉計画推進施策を進めるためには、町と社会福祉協議会、そして町民も主体的に地域福祉活動の実践と参画が重要となります。「町民」「社会福祉協議会」「町」の協働により進めていく事が必要となります。その取り組みとして、「地域福祉懇談会（仮称）の開催」、「生活支援コーディネーター（仮称）の配置」、「地域福祉モデル事業」の3つの支援事業の取り組みを推進します。

### (1) 地域福祉懇談会（仮称）の開催

地域福祉活動には町民同士のネットワークが必要です。地域では様々な団体が活動をしており、同じ課題に対して連携・協力することで地域福祉の一層の推進を図ることができます。町民が主体的に地域の福祉課題や課題解決に向け、活動内容などについて話し合う場が必要となります。

それらを話し合う場として「地域福祉懇談会（仮称）」の開催を支援し、地域課題の共有、町民同士や団体間のネットワークづくり、講演などの研修の機会の中で地域福祉活動に取り組みます。

### (2) 生活支援コーディネーター（仮称）の配置

地域福祉を推進するためには、町民や地域で福祉活動にかかわる各種団体が参加し、協力していくことが必要です。しかし、様々な福祉課題・地域課題を抱えている地域では、課題を解決していきたいという思いは同じでも、単独では進められないのが実情です。町民、団体間のネットワーク形成や調整、地域福祉懇談会の企画・運営、町民主体の地域福祉活動の企画や支援などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）（仮称）」の育成に取り組みます。

### (3) 地域福祉モデル事業の推進

地域福祉は、町民が主体となって地域の福祉課題に対し必要となる活動を考え、取り組んでいくことが大切となります。小地域福祉活動を推進する上で、既に取り組みを始めている自治会もあることから、町民が主体的に地域福祉活動を実践していけるよう、「地域福祉モデル事業」として取り組みへの支援を行い、他の地域へ普及促進するよう取り組みます。

## ● 推進年度

支援事業	推進年度								
	27	28	29	30	31	32	33	34	35
①地域福祉懇談会の開催	検討	懇談会	→						
②生活支援コーディネーターの配置	検討	募集	→						
③地域福祉モデル事業の推進	検討	→		→					
		モデル事業 展開・検証			モデル事業普及促進				



資料編

## 1. 用語説明

### あ行

#### 医療・介護総合支援法

高齢化が進行する中で、社会保障制度を将来も維持していくために、医療・介護提供体制の構築や、医療・介護を対象とした新たな税制支援制度の確立、地域包括ケアシステムの構築などを行い、地域における医療と介護の総合的な確保を推進する法律です。

### か行

#### 介護保険法

平成9年に制定され、平成12年4月1日より施行された法律です。社会保険方式により、介護が必要になった人に介護サービスに関する給付を行うことで介護する家族の負担を軽減し、社会全体で介護を支える仕組みとして誕生した介護保険制度について定めたものです。

#### 介護予防

介護が必要な状態にならないように、また、介護を受けている（要支援・要介護）状態を悪化させることなく、いつまでも元気でいきいきとした生活を送れるようにすることです。

#### かかりつけ医

家族ぐるみで健康や病気のことを気軽に相談したり、身体に不調があるときはいつでも診察してくれる身近な開業医であり、初期患者の問題を的確に把握し、適切な指示、緊急に必要な処置の実施、他の医師への紹介を行い、個人や家庭での継続的治療について主治医としての役割を果たすものです。保健・医療・福祉の機能連携による在宅ケアサービスにおいて「かかりつけ医」は、必要不可欠な存在になっています。

#### かかりつけ歯科医

患者の心身の特性やニーズを踏まえて歯・あご・口の疾患の治療を行うとともに、全身状態や精神面をも考慮し、計画的に予防を含め、医学的な管理や療養上の支援を行う地域に密着した身近な歯科医です。かかりつけ歯科医には専門医療機関との機能分担及び他の診療所や病院との連携も求められています。

#### 協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動することをいいます。

#### 権利擁護

意思能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者などが、人間としての尊厳や生まれながら持っている権利を守られ、あたりまえに社会生活が営めるように、その能力に応じて、権利や生活基盤が社会制度・組織や専門家によって擁護されることをいいます。

## 高次脳機能障がい

病気や事故などの様々な原因で脳損傷を経験した人が、記憶・注意・思考・言語などの知的な機能に障がいがおきた状態をいいます。

## 高齢者勤労センター

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に定められた、地域ごとに1 つずつ設置されている高年齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う公益社団法人です。

## 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその観察期間の年齢別（年齢階級別）出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

## 子ども子育て関連3法

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、共通の施設型給付及び小規模保育等への地域型保育給付の創設や地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を推進する3つの法律です。

## さ行

### 三師会

医師会、歯科医師会、薬剤師会のことです。

### 社会保障費

国や地方自治体が、社会保険・公衆衛生などの「社会保障」の分野に支出する費用のことです。

### 社会福祉法

昭和26年（1951年）に「社会福祉事業法」として制定され、平成12年（2000年）大幅改正、名称も「社会福祉法」と改められた、社会福祉サービスに関する共通の基本事項（社会福祉の目的、理念、原則、事業の定義等）を定めた法律。平成12年（2000年）の改正で、サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図るための条文が盛り込まれ、都道府県及び市町村が地域福祉計画を策定することが規定されました。

### 手話通訳者

聴覚、音声・言語機能に障がいのある人に手話や要約筆記などのコミュニケーション支援を行います。

### 障害者基本法

障がい者のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律です。

### 障害者差別解消法

行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした法律です。

### 障害者自立支援法

障害者基本法の基本的理念にのっとり、障害種別ごとに異なる法律で提供されてきた福祉サービスを「一元化」し、障がい者（児）一人ひとりの能力や適正に応じ、自立した日常生活や社会参加による社会生活を支援し、地域生活と就労を促進することを目的とした法律です。平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（略称：障害者総合支援法）」に名称変更されています。

### 障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称で、平成25年4月より障害者自立支援法より名称が変更となりました。障害福祉サービスの充実や障がいの範囲に難病等が加えられたほか、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活を支援するため、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行うことが法律の基本理念として新たに掲げられました。

### 障害者手帳

心身に障がいのある人が福祉サービスを受ける際等に必要となる手帳。障がいの内容により身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、また、それぞれに障がいの程度に応じた等級があります。

### 食育

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等を図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と、食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取り組みを指します。

食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- ① 生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

### 生活困窮者支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律です。

## 生活習慣病

以前は、加齢に伴う身体の変化という概念で「成人病」ということばが使われていましたが、それに代わり、予防医学の推進の意味を込めて「生活習慣病」ということばを厚労省（厚生労働省）が提唱しました。食習慣、喫煙、運動の生活習慣がその発症や進行に大きく関与する病気のこと、主なものはがん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧などです。

## 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、財産の管理や福祉サービス等の契約などの判断能力が十分でない人を保護し、支援するための制度です。判断能力の状態により「後見」「補佐」「補助」から成る「法定後見制度」のほかに、将来判断能力が不十分になった場合に備えるための「任意後見制度」があります。

## ソーシャルインクルージョン

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み合う」という理念です。

## た行

### 第三者評価

福祉サービス利用者が適切なサービスを選べるよう支援することを目的とした制度で、サービスの利用者でも提供者でもない中立の立場の第三者が、専門的かつ客観的な立場でサービスの評価を行うことをいいます。

### 地域包括支援センター

平成18年4月の介護保険制度の改正に伴い創設された機関で、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を継続できるように、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点となります。専門職（保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士）が配置され、高齢者への総合的な相談・支援や介護予防のマネジメント、ケアマネジャーのネットワークや支援困難事例等への対応など、地域における高齢者への総合的な支援を行います。

### 特定健康診査

平成20年度から国民健康保険や健康保険組合等の医療保険者が、生活習慣病予防対策の一環として40歳から74歳の加入者を対象として実施している、メタボリックシンドロームに着目した健康診査のことをいいます。

## な行

### 日常生活自立支援事業

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度で、「成年後見制度」の補完的な性格を持ちます。

## は行

### 発達障がい

幼児期・児童期・青年期に初めて診断され、様々な領域において機能上の制限のある障がいの総称で、病名では、知的障害、広汎性発達障害（自閉症）、高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などがあります。

### バリアフリー

高齢者や障がい者の自立と社会参加の妨げとなる障壁（バリア）を取り除くことです。

### 北海道福祉のまちづくり条例

福祉のまちづくりに関し、道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定め、福祉のまちづくりを総合的に推進し、道民の福祉の増進に資することを目的として制定した条例です。

## ま行

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域における身近な相談相手として地域住民の福祉向上のために活動しています。

また、児童福祉に関する問題を専門的に担当する民生委員・児童委員として主任児童委員がいます。

### メタボリックシンドローム

「内臓脂肪型肥満」を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態のことをいいます。

## や行

### ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを超えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもののことをいいます。「バリアフリー」が元々あったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方のことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の対策として性別や年齢、ハンディの有無にかかわらずすべての人にとって安全で快適、使いやすいことをめざす考え方のことをいいます。

## ら行

### 老人クラブ

高齢者が自主的に豊かな知識と経験をいかして、地域社会における諸活動への参加を通じて、老後の生活を健全で豊かなものとし、生きがいを高めようという目的で結成された組織です。



## 2. 総合計画・関連専門計画の概要

### (1) 第6次総合計画(保健福祉分野)

基本目標 いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちをめざす

政策5-1 いつも元気に安心して暮らせるまちの実現

基本施策 5-1-1 地域に根ざした国保病院の充実

(重点施策) (連携施策 高齢者社会と健康づくり)

医師や医療従事者等の人員不足を改善し信頼と安心のある地域医療病院をめざします。

- ・ 医師・医療従事者等のマンパワー不足の改善
- ・ 医療サービスの向上病院ボランティアの育成
- ・ 経営の安定化と医療施設の整備
- ・ 高齢化社会への対応

基本施策 5-1-2 地域医療体制の充実

町内外の医療機関と連携し、地域医療・診療体制の維持充実に努めます。

- ・ 町内医療機関の連携と広域医療体制の充実
- ・ 救急医療の充実

基本施策 5-1-3 生涯を通じた健康づくりの推進

(重点施策) (連携施策 高齢者社会と健康づくり)

健康意識や検診・健診受診率を高め、町民一人ひとりの健康づくりを推進します。

- ・ 健康づくり意識の高揚
- ・ 母子保健活動の充実
- ・ 学童・成人・高齢者への保健対策の充実
- ・ 感染症予防対策の強化
- ・ 精神・難病対策の充実
- ・ 保健指導管理体制の充実
- ・ 医療保険制度の適正な運用と充実

政策5-2 気持ちの通う高齢者福祉の充実

基本施策 5-2-1 高齢者の生活を支援する取り組みの促進 (重点施策)

(重点施策) (連携施策 高齢者社会と健康づくり)

高齢者が生きがいのある健康的な生活や社会参加ができる体制や環境整備に努めます。

- ・ 高齢者の社会参加の促進
- ・ 高齢者の生きがいづくりの推進
- ・ 高齢者の生活環境整備の促進
- ・ 高齢者等の交通確保
- ・ 在宅福祉サービスの充実
- ・ 保健・福祉・医療が一体となった高齢者支援体制の確立
- ・ 高齢者支援ネットワークの構築
- ・ 高齢者に関する総合的な相談機能の充実

基本施策 5-2-2 介護保険サービスと介護予防事業の充実

介護保険サービスの的確なニーズ把握と円滑で適切な事業運営をめざします。

- ・ 介護保険事業の安定と健全化

- ・介護保険サービスの充実
- ・介護予防活動の推進

基本施策 5-2-3 高齢化社会を支える人づくり

高齢者サービスの円滑実施のため、介護従事者など幅広い人材・組織育成に努めます。

- ・介護職場労働環境等の整備推進
- ・介護研修等の開催
- ・福祉・介護を理解する取組みの推進
- ・有資格者等を活用するしくみづくりの支援
- ・事業者・ボランティア・地域住民等による自主活動の推進

政策5-3 一緒に支え合う地域福祉の充実

基本施策 5-3-1 地域のネットワークづくり

(連携施策 地域づくり)

地域のつながりを再構築し、互いを尊重し認め合う共生の地域づくりを推進します。

- ・地域における支え合い活動の推進
- ・地域における総合的な保健・福祉サービスの利用の推進
- ・地域福祉を推進する体制づくり

基本施策 5-3-2 障がい者への総合支援と社会参加の促進

生涯を通じた総合的な障がい者サービス体制を整備し、社会復帰・参加を促します。

- ・早期発見・早期支援の充実
- ・就労支援体制の強化
- ・生活支援の充実

基本施策 5-3-3 福祉相談機能の充実

ひとり親家庭や低所得者への自立・更正を促す相談機能や諸施策を実施します。

- ・経済的自立・更生の援助
- ・福祉相談機能の専門化

政策5-4 希望を持って子育てできるまちの実現

基本施策 5-4-1 子育て支援の充実

(重点施策)

楽しく子育てでき親子が共に健全に育つよう、家庭・児童の状況に応じた支援策を推進します。

- ・子育て支援事業の充実
- ・子育て家庭への育児支援の拡充
- ・児童の健全育成の推進

基本施策 5-4-2 保育の充実

多様な保育ニーズに対応するため、総合的な支援策や相談機能の充実に努めます。

- ・保育・教育・子育て支援の総合的な推進
- ・保育サービスの充実
- ・保育園の子育て相談機能の充実

基本施策 5-4-3 障がい児支援の充実

障がいや発達遅延を早期に発見できる環境整備や、教育・就労の支援充実に努めます。

- ・障がいを発見する精度の向上と対応の適正化
- ・斜里地域子ども通園センターの機能と療育指導体制の充実
- ・ライフステージに合わせた障がい児支援の充実

## (2) 主な分野別個別計画

児童、障がいのある人、高齢者など対象別の具体的な取り組みや介護保険、地域保健など関連する具体的な施策等については、別添の関連専門計画の中で推進していきます。

### 高齢者関係の計画

第6期斜里町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
高齢者に対する福祉施策全般と介護保険事業を総合的に推進するための一体的な計画	
計画期間	平成27年度～平成29年度（1期 3カ年）
基本理念	高齢者の自立をみんなで支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり
概要	基本理念を推進するため、3の基本目標、17の施策に取り組み、高齢者保健福祉事業、地域包括ケア体制の構築をめざしの施策を推進する。合わせて、介護保険事業量の方針・目標を盛り込み、計画を推進する。

### 障がい者関係の計画

第4期斜里町障がい者計画・障がい福祉計画	
障がい福祉施策の基本的な方針を示すとともに、福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について示す計画	
計画期間	平成27年度～平成29年度（1期 3カ年）
基本施策	障がい者への総合支援と社会参加の促進
概要	4つの「計画の視点」に沿って、基本施策である「障がい者への総合支援と社会参加の促進」するため、3つの単位施策に必要な取り組みについて示すとともに、相談支援体制、社会参加・就労支援、地域生活移行、サービス事業量や提供体制についての方針・目標を盛り込み、計画を推進する。

資料編

健康関係に関する計画

第2期斜里町健康増進計画	
「健康日本21」等に対応した町の総合的な健康づくりを推進する計画	
計画期間	平成26年度～平成35年度（1期 10カ年）
基本施策	生涯を通じた健康づくりの推進
概要	地区診断により現状と課題を把握し、7つの単位施策に対する町民の行動目標と行政の役割を掲げ、評価指標と目標数値により進行管理を行い、積極的な健康情報の発信による健康づくりへの意識高揚、生活習慣改善による健康寿命の延長、妊婦、乳幼児の健やかな成長などを目指して計画を推進する。

子ども関係の計画

斜里町子ども・子育て支援事業計画	
子ども・子育て支援に係る教育・保育の提供体制の確保及び地域の実情に合わせた子ども・子育て支援事業を総合的に行うための計画	
計画期間	平成27年度～平成31年度（1期 5カ年）
基本理念	すべての子ども達が幸せを感じ、保護者が希望を持ちながら子育てできるように、地域全体で子どもや子育て家庭を支えるまちをめざします。
概要	次世代育成支援後期行動計画を継承し、基本理念を推進するため、5つの「計画推進にあたっての基本的視点」を掲げ、10の基本目標、30の主な施策に取り組み、子ども子育て支援の施策を推進する。合わせて、「教育・保育施設の需要量及び確保の方策」などを見込み、提供体制を計画する。

その他関連する計画

第5期地域福祉実践計画	
地域の福祉ニーズを受け止めながら、行政と社会福祉協議会と住民の連携・協働を進め、地域福祉活動を展開する計画	
計画期間	平成25年度～平成27年度（1期 3カ年）
基本理念	だれもが安心して暮らせるまちづくりを目指して
概要	「問題を発見・共有し、解決のための協働を可能にする地域づくり」「地域にふさわしい福祉サービスの充実・開発」「利用者支援の取組推進」「住民参加による地域福祉活動の推進」「社協組織・活動の強化推進・評価（社協発展強化計画）」の5つを基本とし、地域福祉計画と連携を図りながら進められる社会福祉協議会の計画です。

### 3. 地域福祉計画関連アンケート

斜里町では、本計画の策定にあたり、第5期総合計画アンケート（平成24年度）、日常生活圏域ニーズ調査（平成24年度）、福祉に関する調査（平成26年度）を参考として、町民町民のみなさまの生活の様子やご意見を反映し、より実態に即した内容の計画を目指しました。

#### (1) アンケート調査の実施概要

計画名	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	障がい者・障がい福祉計画	総合計画								
アンケート名	日常生活圏域ニーズ 調査	福祉に関する調査	町民アンケート								
区分	高齢者 (65歳以上)	要介護（要支援認定者）	町民								
対象者	介護保険の要支援1・ 2、要介護1・2の認定を 受けている人及び 要介護要支援認定 を受けていない町民	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神保健福祉手帳所持者 特定疾患医療受給者	平成25年2月28日に住民基 本台帳に登録されていた18 歳以上の町民のうち1500名								
対象者数	対象地区内在住の65 歳以上高齢者 2,289人	全数調査 683人	無作為抽出 1,500人								
抽出方法	住民基本台帳に依る 対象者全数	平成26年6月1日現在、身体障害 者手帳・精神保健福祉手帳・療 育手帳を保持し、斜里町内で生 活されている人	全数調査								
調査方法	郵送による配付、回収	郵送による配付、回収	郵送による配付、回収								
実施時期	平成26年2月14日 ～2月28日	平成26年6月10日 ～6月30日	平成25年3月15日 ～4月15日								
回収結果 ・有効回答数 ・有効回収率	1472票 64.3%	683票 59.2%	793票 52.9%								
		<table border="1"> <tr> <td>身体 障が い者</td> <td>知的 障が い者</td> <td>精神 障が い者</td> <td>難病 患者</td> </tr> <tr> <td>86%</td> <td>11%</td> <td>11%</td> <td>10%</td> </tr> </table>	身体 障が い者	知的 障が い者	精神 障が い者	難病 患者	86%	11%	11%	10%	
身体 障が い者	知的 障が い者	精神 障が い者	難病 患者								
86%	11%	11%	10%								

#### (2) アンケート調査の抜粋

#### ○総合計画 町民アンケート

- ・世帯構成が夫婦のみ及び核家族世帯が回答全体の67.5%を占めており、世帯の小規模化が進んでいる？
- ・同居している子供がいない世帯が、57.7%を占めており、少子高齢化が進んでいる。
- ・斜里町の住みにくさの要因として、「医療・福祉環境」が1位となっており、安定した医療・福祉サービスの提供が急務となっている。
- ・街のイメージについて、「福祉のまち」であるという共感度は全体の5位で、特に30代、50代、70代以上で高かったが、ウトロでの共感度は相対的に低かった。僻地における福祉サービスの空洞化が原因か？
- ・行政分野に対する満足度において、福祉分野では「健康づくり・疾病対策」が9位、障がい者福祉対策・高齢者福祉対策がそれぞれ24、25位と高いとはいえない位置にあり、今後対策を図る必要がある。
- ・今後の重要度においては、高齢者福祉対策が7位に位置しており、少子高齢化社会への対策が必要となってくる？
- ・幸福度の重視事項について、「健康状態」が1位であり、自立した生活を送ることに幸福を感じる町民が多いとの結果だと思われ、時に若年層に顕著にこの傾向が見られたため、早い時期からの健康に対する啓蒙が必要？

#### ○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 日常生活圏域ニーズ調査

- ・回答者の84%が自立の高齢者であり、現在受けているサービスというよりは、今後サービスを受ける状況になった際の指標としての性格が強いかもしれない。
- ・高齢者が高齢者を介護する所謂「老々介護」状態の回答者が56%に達しており、少子高齢化及び世帯状況の変化が読み取れるとともに、施設居住系サービスの充実が求められるところである。
- ・何かあった時に周囲に相談ができていない回答者が90%に達しており、家族や周囲との交流が図れている。
- ・今後の生活について、在宅で生活したいと回答したのは48%と約半分、今後充実すべきものとして「在宅生活を支援するサービス」との回答が14%と設問中1位となっており、住み慣れた自宅でできるだけ生活したいと考えている回答者が多い。

#### ○障がい者・障がい福祉計画に関する調査

- ・災害時の避難について、自力での避難が不可能であるとの回答が45%あり、要援護者台帳の整備や地域との連携強化が必要となる。
- ・災害発生時や天候不順時の透析患者への対応を求める意見があった。斜里国保病院での治療体制や搬送体制の整備が求められている。
- ・障がい者の高齢化や、外出を忌避する傾向により、地域とのつながりの希薄化が心配される。
- ・就労意欲はあるが、支援体制やそもそも職がない状況に対する意見が見られた。

資料編

## 4. その他関係資料

(1)各年齢毎 地区別人口集計(再掲) P14 の関連

(単位:世帯・人数・%)

地区	世帯数	人口							再掲	
		地区合計	0歳以上 15歳未満	割合	15歳以上 65歳未満	割合	65歳以上	割合	65歳以上 75歳未満	75歳以上
イワウベツ	4	6	1	16.67%	4	66.67%	1	16.67%	1	0
ウト口東	114	207	23	11.11%	140	67.63%	44	21.26%	18	26
ウト口西	108	282	33	11.70%	176	62.41%	73	25.89%	32	41
ウト口香川	242	465	56	12.04%	326	70.11%	83	17.85%	53	30
ウト口中島	73	138	25	18.12%	102	73.91%	11	7.97%	5	6
ウト口高原	48	95	13	13.68%	63	66.32%	19	20.00%	7	12
字日の出	10	28	0	0.00%	16	57.14%	12	42.86%	7	5
字峰浜	87	165	18	10.91%	100	60.61%	47	28.48%	24	23
字朱円東	19	69	8	11.59%	35	50.72%	26	37.68%	15	11
字朱円	34	97	14	14.43%	43	44.33%	40	41.24%	13	27
字朱円西	29	122	15	12.30%	75	61.48%	32	26.23%	15	17
字越川	27	102	19	18.63%	54	52.94%	29	28.43%	16	13
字以久科北	75	215	23	10.70%	111	51.63%	81	37.67%	44	37
字以久科南	44	135	15	11.11%	79	58.52%	41	30.37%	17	24
字富士	11	29	4	13.79%	19	65.52%	6	20.69%	3	3
字豊里	7	20	2	10.00%	14	70.00%	4	20.00%	1	3
字三井	31	113	14	12.39%	67	59.29%	32	28.32%	13	19
字来運	30	105	21	20.00%	49	46.67%	35	33.33%	21	14
字中斜里	195	460	87	18.91%	235	51.09%	138	30.00%	69	69
字川上	87	216	23	10.65%	127	58.80%	66	30.56%	26	40
字大栄	33	114	5	4.39%	74	64.91%	35	30.70%	10	25
字美咲	51	159	18	11.32%	77	48.43%	64	40.25%	21	43
朝日町	414	909	121	13.31%	530	58.31%	258	28.38%	128	130
本町	450	864	84	9.72%	518	59.95%	262	30.32%	125	137
前浜町	1	1	0	0.00%	1	100.00%	0	0.00%	0	0
港町	226	367	25	6.81%	217	59.13%	125	34.06%	64	61
港西町	61	130	15	11.54%	73	56.15%	42	32.31%	15	27
西町	53	107	9	8.41%	65	60.75%	33	30.84%	16	17
文光町	786	1,675	238	14.21%	1,010	60.30%	427	25.49%	194	233
新光町	359	771	80	10.38%	410	53.18%	281	36.45%	160	121
青葉町	1,082	2,232	239	10.71%	1,212	54.30%	781	34.99%	362	419
光陽町	601	1,305	150	11.49%	757	58.01%	398	30.50%	224	174
豊倉	170	383	35	9.14%	211	55.09%	137	35.77%	70	67
合計	5,562	12,086	1,433	11.86%	6,990	57.84%	3,663	30.31%	1,789	1,874

資料編

(平成27年3月31日現在 住民基本台帳より)

斜里町地域福祉計画審議会設置条例

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第107条に基づく斜里町地域福祉計画の策定及び変更、施策の総合的かつ計画的な推進に関して、町民等の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われることに資するため、斜里町地域福祉計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 斜里町地域福祉計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 斜里町地域福祉計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項
- (3) 町長が特に必要と認める事項

2 審議会は、前項の規定により調査審議した結果必要があると認めるときは、町長に意見を建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は委員15名以内をもって組織し、その委員は次の者をもって構成し、町長が任命する。

- (1) 町民からの公募委員
- (2) 町長が指名する団体の推薦委員
- (3) 行政委員

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第6条 会長は町長から求めがあったとき、又は会長が必要と認めるときに、会長が審議会を招集する。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、民生部保健福祉課に置く。

(報酬及び費用弁償)

第8条 審議会の委員の報酬及びその職務を行うために要する費用の支給は、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第2号)の例による。

(委任)

第9条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営についての必要な事項は、審議会に諮ってこれを定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料編

## 地域福祉計画審議会 名簿

(平成26年度～平成27年度)

関係機関団体名	職名	審議会	氏名	備考
---------	----	-----	----	----



		役職		
斜里町民生委員児童委員協議会	副会長		佐藤 昌代	団体推薦
斜里町社会福祉協議会	事務局		梅村 真由美	団体推薦
斜里町介護事業所連絡協議会	会 長		林 川 涉	団体推薦
斜里町自立支援協議会	会 長	会長	三 浦 勝利	団体推薦
斜里町介護保険運営協議会	会 長		遠藤 日出男	団体推薦
斜里町自治会連合会	副会長	副会長	樽見 孝二	団体推薦
町民（学識経験者）			星野 正文	公 募
町民（学識経験者）			堀川 文美恵	公 募
行政委員	こども支援課長		鹿野 美生子	
行政委員	住民生活課長		大野 信也	
行政委員	ゆめホール知床館長		菊 池 勲	
行政委員	企画総務課長		馬場 龍哉	

平成27年度交代 上西 康公→遠藤日出男、木村 憲→星野正文、こども支援課長 島津勝景→鹿野 美生子

#### ○審議経過

計画策定にあたっては、地域福祉計画策定委員会における検討を積み重ねてきました。

開催数	開催日	主な議事内容
第1回	平成27年2月23日	地域福祉計画の概要説明について 委員8人 事務局3人
第2回	平成27年3月23日	地域福祉計画の評価・第1章、第2章の検討について 委員9人 事務局4人
第3回	平成27年5月28日	地域福祉計画の第3章検討について 委員10人 事務局4人
第4回	平成27年7月13日	地域福祉計画（素案）の協議について 委員 6人 事務局4人
第5回	平成27年8月18日	地域福祉計画（案）の協議について 委員10人 事務局3人

資料編

斜里町社会福祉対策推進本部運営要領

(趣旨)

第1条 斜里町行政内部協議組織設置規定(平成4年規定第1号)第2条に基づく「社会福祉対策推進本部」(以下「本部」という。)の具体的運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 本部の担任する事務は、次の事務の庁内的協議、審議、調整及び進行管理に関することとする。

- (1) 地域福祉、高齢者福祉、障がい福祉、社会福祉等に関すること。
- (2) 健康推進等に関すること
- (3) 児童福祉並びに子育て支援等に関すること。
- (4) その他前各号に関連すること。

(本部の組織)

第3条 規定第3条の第4項に基づく町長が指定する本部員は、次の職員とする。

- (1) 民 生 部 民生部長、保健福祉課長、こども支援課長、住民生活課長、  
斜里地域子ども通園センター長
  - (2) 総 務 部 総務部長、企画総務課長、財政課長
  - (3) 産 業 部 産業部長、建設課長
  - (4) 教育委員会 教育部長、生涯学習課長、ゆめホール知床館長
  - (5) 国保病院 事務部長、事務次長
- 2 必要に応じて、本部会に関係主幹・係長が参加することができる。
- 3 本部は必要により部会を設けることができる。部会に関することは本部会議において決定する。
- 4 本部の庶務は、民生部保健福祉課・こども支援課において処理する。

(本部会議)

第4条 本部会議は必要の都度、本部長が招集する。

(部局の協力)

第5条 部、課長等は本部から検討資料の提供等の要請があったときは、積極的に協力しなければならない。

(委任)

第6条 その他本部の運営等に関し、必要な事項は本部長が本会議に諮って定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

資料編

## 斜里町社会福祉対策推進本部 名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
-----	-----	-----	-----

総務部	総務部長	北 雅 裕	
	企画総務課長	馬 場 龍 哉	
	財政課長	塚 田 勝 昭	
民生部	民生部長	渡 辺 実	本部長
	住民生活課長	大 野 信 也	
	保健福祉課長	高 橋 佳 宏	
	こども支援課長	鹿 野 美 生 子	
	斜里地域通園センター長	—	民生部長兼務
産業部	産業部長	松 岡 誠	
	建設課長	荒 木 敏 則	
教育委員会	教育部長	岡 田 秀 明	
	生涯学習課長	鹿 野 能 準	
	ゆめホール館長	菊 池 勲	
国保病院	事務部長	芝 尾 賢 司	
	事務次長	百 々 典 男	
事務局 保健福祉課			

平成27年度交代 産業部長 村上 俊行→松岡 誠、民生部長 松岡誠→渡辺実、教育部長 渡辺実→岡田秀明、通園センター長 丸子義明→民生部長兼務

#### ○審議経過

計画策定にあたっては、斜里町社会福祉対策推進本部における検討を積み重ねてきました。

開催数	開催日	主な議事内容
第1回	平成26年 9月 2日	地域福祉計画の概要説明について 本部員14人 事務局2人
第2回	平成26年10月20日	地域福祉計画の進捗状況報告について 本部員10人 事務局1人
第3回	平成26年11月14日	地域福祉計画の進捗状況報告について 本部員10人 事務局1人
第4回	平成27年5月26日	地域福祉計画の評価・第3章検討について 本部員9人 事務局1人
第5回	平成27年7月 8日	地域福祉計画（素案）の協議について 本部員9人 事務局2人
第6回	平成27年8月26日	地域福祉計画（案）の協議について 本部員9人 事務局4人

第2期斜里町地域福祉計画

平成27年12月

発行・編集 斜里町役場

民生部保健福祉課福祉係

〒099-4117

北海道斜里郡斜里町青葉町40番地

斜里町総合保健福祉センターぽると21

電話 0152-22-2500

FAX 0152-23-6670